

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年9月28日
【事業年度】	第10期（自平成20年7月1日至平成21年6月30日）
【会社名】	リアルコム株式会社
【英訳名】	Realcom Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 谷本 肇
【本店の所在の場所】	東京都台東区柳橋1-4-4 ツイントラスビル6F
【電話番号】	03-5835-3180
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 山本 融
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区柳橋1-4-4 ツイントラスビル6F
【電話番号】	03-5835-3180
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 山本 融
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第6期 平成17年6月	第7期 平成18年6月	第8期 平成19年6月	第9期 平成20年6月	第10期 平成21年6月
売上高 (千円)	-	-	1,337,463	620,171	839,320
経常利益又は経常損失 () (千円)	-	-	195,525	647,199	137,510
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	-	-	108,325	968,825	151,063
純資産額 (千円)	-	-	969,951	515,205	320,588
総資産額 (千円)	-	-	1,316,623	1,378,222	1,069,717
1株当たり純資産額 (円)	-	-	72,083.97	31,451.35	19,368.93
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額 () (円)	-	-	9,776.65	61,984.97	9,341.08
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	73.6	36.9	29.3
自己資本利益率 (%)	-	-	11.86	131.1	36.8
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	-	-	561,990	444,491	85,801
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	-	-	435,234	915,098	278,826
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	-	-	4,918	1,024,261	17,008
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	500,356	160,867	368,664
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	- (-)	- (-)	60 (7)	71 (12)	73 (9)

(注) 1. 第8期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権及び新株予約権の残高はありますが、第8期までは非上場であるため、期中平均株価の把握ができませんので記載しておりません。また、第9期及び第10期については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式は第8期までは非上場であるため、期中平均株価の把握ができませんので記載しておりません。また、第9期及び第10期については、当期純損失であるため記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外部への出向者は除き、グループ外からの出向者を含むほか、常用パートを含む)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含み、常用パートは除く)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第6期 平成17年6月	第7期 平成18年6月	第8期 平成19年6月	第9期 平成20年6月	第10期 平成21年6月
売上高 (千円)	735,197	926,841	1,337,463	587,580	668,046
経常利益又は経常損失 () (千円)	31,933	134,314	202,308	603,101	48,519
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	29,211	188,401	115,219	941,989	58,021
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	472,775	509,712	510,912	767,150	767,150
発行済株式総数 (株)	普通株式 2,579 優先株式 630	普通株式 10,906 優先株式 2,520	普通株式 13,442	普通株式 16,172	普通株式 16,172
純資産額 (千円)	594,831	858,107	975,727	546,212	490,392
総資産額 (千円)	806,063	1,072,738	1,324,297	1,264,220	1,213,139
1株当たり純資産額 (円)	120,718.09	52,595.66	72,513.63	33,775.22	30,187.42
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額 (円)	11,326.56	17,642.07	10,398.91	60,268.04	3,587.80
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	73.8	79.8	73.6	43.2	40.2
自己資本利益率 (%)	5.03	25.95	11.82	123.87	11.21
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	319,094	166,736	-	-	-
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	184,711	259,041	-	-	-
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	35,212	56,431	-	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	365,494	329,621	-	-	-
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	52 (9)	56 (10)	60 (7)	65 (12)	42 (8)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、第6期においては該当事項はありません。また、第7期においては関係会社の損益等から見て重要性が乏しいため、第8期以降においては連結財務諸表を作成しているため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権及び新株予約権の残高はありますが、当社株式は第8期までは非上場であるため、期中平均株価の把握ができませんので記載しておりません。また、第9期及び第10期については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社株式は第8期までは非上場であるため、期中平均株価の把握ができませんので記載しておりません。また、第9期及び第10期については、当期純損失であるため記載しておりません。
5. 第8期より連結財務諸表を作成しているため、第8期以降については、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
6. 当社は、平成17年8月25日開催の取締役会決議に基づき、平成17年9月26日現在の株主に対し、所有株式1株を4株に分割いたしました。第7期における1株当たり当期純利益金額は、期首に分割がなされたものとして計算しております。
7. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外部への出向者は除き、グループ外からの出向者を含むほか、常用パートを含む)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含み、常用パートは除く)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2【沿革】

年月	事項
平成12年4月	インターネット上での知恵の交換サイトの開発・運営、企業向けナレッジマネジメントシステムの開発及びコンサルティングの提供を目的として、資本金1,050万円で東京都世田谷区に「株式会社リアルコムコミュニケーションズ」を設立
平成12年5月	インターネット上での個人間(CtoC)の知恵の交換サイト「Kスクエア」オープン
平成12年8月	本店を東京都千代田区に移転
平成12年10月	企業向けナレッジマネジメントソリューション「KnowledgeMarket」を開発、販売開始
平成13年2月	社名を現在の「リアルコム株式会社」に変更
平成16年4月	Notes/Dominoと提携した「HAKONE for Notes」を開発、販売開始 企業向け事業に資源を集中するため、「Kスクエア」サイト終了
平成16年8月	Lotus Notesの文書アクセスログを取得する「Notes Watcher」を開発、販売開始
平成17年2月	本店を東京都台東区(現本店所在地)に移転
平成18年2月	米国での販売・サポート及び次世代製品の企画開発を目的として米国子会社「Realcom Technology, Inc.」を設立
平成19年3月	Notes/Dominoユーザー向け「Google Notes検索ソリューション」の提供のため、米国Google社と提携し「GSA Extender for Notes」を開発、販売開始
平成19年5月	Software Innovation Laboratory (SIL) を設立、シリコンバレーでR&D型インキュベーション事業を開始
平成19年6月	企業、個人向けRSS情報収集サービス「SocialFeed」を開始
平成19年6月	ファイルサーバーの機能向上を実現する「FileServer intelligent」を開発、販売開始
平成19年9月	株式会社東京証券取引所マザーズへ上場
平成20年1月	「FileServer intelligent」の開発、販売中断及び「Notes Watcher」の単体での販売終了
平成20年3月	米国子会社「Realcom U.S., Inc.」を設立
平成20年4月	子会社Realcom U.S., Inc.が米国でナレッジマネジメント事業を営む「AskMe Corporation」の同事業を買収
平成20年10月	AskMeのインド拠点を「Realcom Technology India Private Limited」として子会社化
平成21年1月	「Realcom U.S., Inc.」が「Realcom Technology, Inc.」を吸収合併

3【事業の内容】

当社グループは、「人中心」のナレッジマネジメントを通じたワークスタイル変革、組織改革を実現するためのソフトウェア、システムインテグレーション、アウトソーシング及びコンサルティングの提供を行っております。

昨今、情報共有システムの導入が企業で着実に進んでおります。導入が進んでいる背景には、情報共有システムを導入することにより、社内知識の共有と平準化、それによるコストの削減、製品及びサービス等の品質の向上などの様々な利点があることが理解されてきたことがあります。当社グループでは、このような情報共有システムが実効性あるものとなるためには、単にシステムを導入するだけでなく、導入目的や活用イメージを明確にし、更には従業員の啓蒙や教育活動等にじっくりと取り組むことが必要であると考えております。また、一口に「ナレッジコミュニティを醸成する」とか「ワークスタイルを変える」と言っても、その浸透や定着には時間がかかります。従いまして、ソフトウェアの提供のみならず、コンサルティング及び「ナレッジ・プロセス・アウトソーシング（KPO）」の提供にも注力しております。当社グループでは、システムの導入をゴールではなくスタートして捉えており、システムとその運用の両面で継続的な改善、更新を行いながら、お客様企業との長期的な関係を通じた付加価値の提供を行っております。

当社グループのナレッジマネジメント事業は、(1) ソフトウェアライセンス、(2) システムインテグレーション、(3) ビジネスコンサルティング、(4) 運用保守、(5) その他、に分類されます。

(1) ソフトウェアライセンス

当社グループは、企業におけるナレッジマネジメント・情報共有を実現するためのソフトウェア、「KnowledgeMarket」「AskMe Enterprise」「GSA Extender for Notes」「HAKONE for Notes」の自社開発及び販売を行っております。

販売につきましては、当社による直接販売に加え、大手システムインテグレーターやソフトウェアベンダーなどの提携先を経由した間接販売も行っております。

(2) システムインテグレーション

当社グループの製品をお客様に導入する際に必要となるシステムのカスタマイズ、導入後のシステム改善についてのITサービスの提供を行っております。また、お客様による当社グループ製品以外のシステム導入についても、導入支援、システムのカスタマイズを行っております。当社がシステムインテグレーションを手がける一方、大規模プロジェクトや多数のお客様への迅速な導入を実現するため、他のSIベンダーと協業する場合があります。

(3) ビジネスコンサルティング

当社グループでは、情報共有・ナレッジマネジメントを単なるシステム導入プロジェクトとではなく、経営課題解決プロジェクトとして捉えております。このため、情報・ナレッジ戦略コンサルティングとして、製品・システムを導入するに当たり、それが「使われない、役に立たないシステム」ではなく、「使われる、経営課題を解決するシステム」となるよう、製品導入前、導入時、稼働後それぞれのステージにおいてビジネスコンサルティングを提供し、顧客企業の情報投資に対するROIを最大化しております。

また、情報共有システムが導入されても、情報発信の品質管理、ルールの遵守、作成スキルの教育まで手が回らず、結果的に情報共有システムが有効活用されていない企業も多いことから、「ナレッジ・プロセス・アウトソーシング（KPO）」として、お客様が情報・知識の作成・流通業務をアウトソースしていただけるサービスを提供しております。

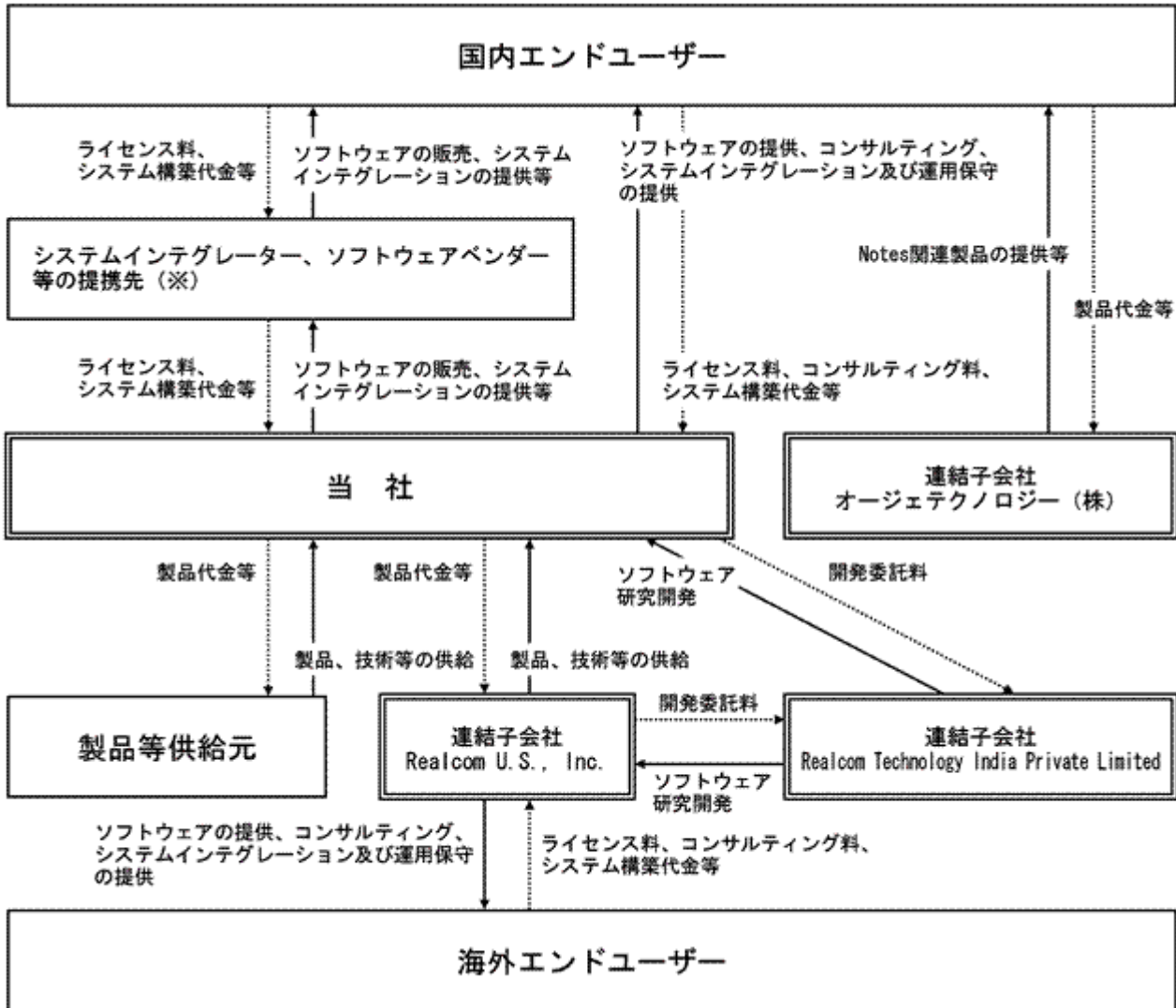
(4) 運用保守

当社製品をお客様へ納品・導入後、その保守及び使用方法の照会に対する回答、トラブル時の対応等を行っております。

(5) その他

前述の製品、サービスを提供する際に必要な他社のハードウェア、ソフトウェア（検索エンジン、データベース等）の製品の仕入販売を行っております。

[企業集団の事業系統図]



当社グループは、エンドユーザーへ直接ソフトウェアやその他のサービスを提供する他、大手システムベンダーと積極的に協働し、システムベンダー経由でも製品やサービスの提供を行っております。

4【関係会社の状況】

連結子会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
Realcom U.S., Inc.	米国 デラウェア州	511,581	ナレッジマネジメント ソフトウェアの販売及 び付随するサービスの 提供 ソフトウェアの開 発	100.0	役員の兼任1名
Realcom Technology India Private Limited	インド プネ市	270	ナレッジマネジメント ソフトウェアの開発	100.0 (99.9) (注)3	役員の兼任1名
オージェテクノロ ジー株式会社 (注)4	東京都品川区	25,000	ソフトウェアの開発及 び販売	40.0	役員の兼任1名

(注)1. 特定子会社に該当する関係会社はありません。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合でうち数であります。

4. 持分は100分の50以下であります。実質的に支配しているため子会社としたものであります。

5. Realcom U.S., Inc.については売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%

を超えています。

主要な損益情報等 (1) 売上高 97,323千円

(2) 経常損失 45,504千円

(3) 当期純損失 55,057千円

(4) 純資産額 341,876千円

(5) 総資産額 576,326千円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	
全社（共通）	73（9）
合計	73（9）

- (注) 1. 当社グループは事業の種類別セグメント情報を記載しておらず、また、複数の事業部門等がありませんので、連結会社における従業員数の合計を全社（共通）として記載しております。
2. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外部への出向者は除き、グループ外からの出向者を含むほか、常用パートを含む）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含み、常用パートは除く）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
3. 従業員数が前連結会計年度末に比べ2名増加しておりますが、これは当社において23名の減少があったものの、新たにインド子会社が連結子会社になったため24名増加したことによるもの等であります。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
42（8）	34.0	3.6	5,987,595

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、常用パートを含む）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含み、常用パートは除く）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数が前期末に比べ23名減少減少しましたのは、業績低下による希望退職者募集等の人員削減によるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発した国際的な金融危機の影響により、世界同時不況の様相が強まる中、急激な信用収縮、企業収益の悪化、企業の設備投資の減少、個人消費意欲の低下等、景気が大幅に悪化しました。一部の業種においては底入れ感も顕在化し始めておりますが、全体的には予断を許さない厳しい状況が続いております。

このような経済状況の下、当社グループの属するIT関連業界については、JUAS（日本情報システム・ユーザー協会）の発表している「企業IT動向調査2009」などによれば、経済環境の悪化の影響を受けて、企業におけるIT投資予算が大幅に減少しております。具体的には「新規投資の削減による中期計画の見直し」や「設備の新規導入、更新の中止・延期」、「保守内容の見直し」等があげられます。

こうした状況の中、当社グループは大型案件中心の事業構造を改善し、かつ既存のお客様との関係強化に注力するとともに、人員削減、外注の見直し等による経費削減を行うことで、収益改善を目指してまいりました。

特に、従来からの「人中心」のコンセプトに基づく情報共有・ナレッジマネジメント促進のソフトウェアの提供に加え、当連結会計年度においてはビジネスコンサルティングについて、企業変革をトータルで支援するコンサルティングへとサービス内容を拡充することで、収益の確保に努めてまいりました。

結果として、当社においては、お客様である企業のIT投資抑制の影響を受け、新規ライセンス販売は落ち込んだものの、ITサービス、ビジネスコンサルティング、ナレッジ・プロセス・アウトソーシング（KPO）については好調に推移いたしました。加えて、下半期においては、既存のお客様からの追加ライセンスの受注や販売管理費削減効果により、第3四半期及び第4四半期においては連続で経常損益、当期損益が黒字化する等、売上及び収益の改善傾向が表れてまいりました。

米国子会社Realcom U.S., Inc.においては、新規案件を想定どおり積み上げることができなかったことや、米国の経済状況の悪化の影響等によって、受注を見込んでいた案件の延期・中止により、売上計画を達成することができませんでした。しかしながら、一方で、新規開発を行った「AskMe for SharePoint」の導入実績やOEM契約の締結など、今後の事業展開への足掛かりを築くことができました。また、インド子会社Realcom Technology India Private Limitedにおいては、開発拠点として稼働しており、買収による事業統合が順調に進んでおります。

この結果、当連結会計年度の売上高は839,320千円（前期比35.3%増）、AskMeの事業買収に関わるのれん代償却57,590千円を含む営業損失は118,485千円（前期比82.1%減）、経常損失は137,510千円（前期比78.8%減）、当期純損失は151,063千円（前期比84.4%減）となりました。

製品・サービス別の業績は以下のとおりであります。

1．ソフトウェアライセンス

当社における主力製品「KnowledgeMarket」の既存のお客様への追加導入のほか、子会社Realcom U.S., Inc.におけるソフトウェア導入、子会社オージェテクノロジー株式会社の製品導入があった結果、売上高は106,461千円となりました。

2．システムインテグレーション

当社においては、当社製品を導入している既存のお客様に対する売上に加えて、新規ITサービスとして、Microsoft SharePoint関連の受注があったほか、米国子会社における既存のお客様に対する売上により、売上高は150,129千円となりました。

3．ビジネスコンサルティング

当社において情報共有に関連するコンサルティングやKPO案件を受注した結果、売上高は237,621千円となりました。

4．運用保守

主として既存のお客様の維持に努め、当社及び米国子会社において運用保守サービスを提供した結果、売上高は303,032千円となりました。

5．その他

他社製品の売上高は、42,075千円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ、207,797千円増加し、368,664千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、85,801千円となりました。主な増加原因は、のれん償却額57,590千円、その他の資産の増加46,148千円、減価償却費23,147千円等であり、主な減少要因は、税金等調整前当期純損失144,938千円、売上債権の増加による減少45,446千円、仕入債務の減少24,084千円等であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は278,826千円となりました。主な増加要因は、定期預金の払戻による収入432,937千円であり、主な減少要因は、事業譲受による支出128,614千円、定期預金の預入20,000千円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、17,008千円となりました。増加要因は、借入による収入110,000千円であり、減少要因は、借入金の返済による92,992千円であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは開発を終了し製品化したソフトウェアの販売を行っており、受注から売上までの期間が短いため、生産実績は販売実績とほぼ一致しております。従いまして、生産実績に関しては販売実績の欄をご参照ください。

(2) 受注状況

当連結会計年度の受注状況を製品・サービス別に示すと、次のとおりであります。

区分	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
ソフトウェアライセンス	105,911	101.5	-	-
システムインテグレーション	142,929	104.8	800	10.0
ビジネスコンサルティング	243,507	206.8	16,030	158.0
運用保守	403,187	292.0	222,971	181.5
その他	30,595	85.6	-	-
合計	926,131	174.0	239,801	156.7

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を製品・サービス別に示すと、次のとおりであります。

区分	金額(千円)	前年同期比(%)
ソフトウェアライセンス	106,461	98.6
システムインテグレーション	150,129	90.9
ビジネスコンサルティング	237,621	181.0
運用保守	303,032	159.3
その他	42,075	164.2
合計	839,320	135.3

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 最近2連結会計年度における主要な販売先及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自平成19年7月1日 至平成20年6月30日)		当連結会計年度 (自平成20年7月1日 至平成21年6月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
(株)三菱東京UFJ銀行	-	-	87,700	10.4

3【対処すべき課題】

(1) 当社グループの現状認識及び当面の対処すべき課題

当社グループのお客様である企業においては、昨今「人、情報、ナレッジの共有」を重視し、経営課題とする企業が増加しており、短期的には国内外の経済情勢に影響を受ける可能性があるものの、中長期的には情報共有・ナレッジマネジメント市場への投資は拡大するものと認識しております。同時に、同市場においては、期待される事業機会の大きさから競争の激化が進んでおります。

このような状況の下、当社グループはビジョンとして掲げている「企業競争力の強化」を実現すべく、企業の情報共有を促進する製品の販売とITサービス、コンサルティングの提供に注力することで、継続して収益体質の改善及び業績回復を行い、安定的な事業成長の基盤を構築する所存であります。

こうした事業発展を実現するために当社グループが対処すべき課題は以下のとおりであります。

技術力、製品力の向上

競争が激化しつつあるナレッジマネジメント市場において事業機会を確実につなげるためには、技術面、製品面で一層の差別化が要求されます。今後は、日本、米国のみならず、インドの開発拠点において効率的な研究開発を行える体制を築くことも視野に入れて、研究開発を強化し、お客様への導入やコンサルティングを通じて得たノウハウを効率的に製品に反映することで技術的優位性の強化、製品力及び品質の向上を目指してまいります。

販売力の強化

ナレッジマネジメント市場において一層の市場浸透を実現するためには、日本国内においては、マーケティング体制の見直し・強化を図り、効率的な営業体制を構築することが重要な課題と認識しております。また、米国子会社においては営業・マーケティング体制の強化を図り、これまで以上に積極的な営業活動を行ってまいります。

お客様に対するサポートの強化

お客様に対する継続的なサポートは、ビジネスの安定性の面からも、他社との差別化を図り参入障壁を高めるうえでも重要な課題であると認識しております。多様なお客様のニーズに応えつつ更なる品質向上を図るためには、サポートインフラの継続的な整備が必要であると考えております。当社グループといたしましては、お客様満足度及びリピート率の向上に資するよう、積極的にサポート力強化をしてまいります。

コンサルティングサービスの強化

一般的にコンサルティングは、そのノウハウが個人に蓄積し、コンサルタントによって品質レベルにばらつきがでてしまうという属人的特性が課題となります。さらに、高いサービスレベルを実現するための優秀な人材の確保がビジネスの成長に大きな影響を与えるという課題があります。

当社グループにおいては、コンサルティングノウハウの共有、プロセスの標準化を通じて、組織としてのコンサルティング品質の向上、人材育成の効率化を行い、事業の成長スピードに負けないサービス提供能力の向上を実現してまいります。

また、引き続き、ワークスタイル及び組織の変革をトータルで支援するコンサルティングについてもサービス内容を充実させてまいります。

事業の海外展開

ナレッジマネジメント市場での主要企業のほとんどがグローバルに活動を行っている企業であり、これら企業と伍していくためにはグローバルでの事業運営は競合上必要な要件であると考えております。同時に、米国やアジア、欧州へ進出することによって、大きな成長機会が期待されます。このため、海外における事業展開が大きな課題であると認識しております。

知的財産権管理の強化

当社グループの競争力の源泉となる製品技術等の知的財産権を保護し、競合他社との差別化を図るため、知的財産権の管理の強化を行ってまいります。

認知度の向上、ブランドの確立

当社グループが市場での浸透度を高めていくためには、一層の認知度の向上、信頼感の醸成が重要な課題と認識しております。お客様に「市場のリーダー」として信頼していただけるよう、製品・サービスのたゆまぬレベルアップ、既存のお客様の満足度向上、パブリシティの強化を通じて当社グループのブランドの確立及び普及に努めてまいります。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針について

当社は、事業及び財務の方針の決定をする者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

また、当社は「人中心」のコンセプトを取り込んだ包括的な情報共有基盤の提供を通じて、ワークスタイルに自律的な変革を与え社会に貢献することを企業理念としておりますが、これは役職員一人一人の経験と創造力及びそれらを結集する経営力、いわゆる当社最大の資産である人材により達成できるものと考えております。

現時点では特別な防衛策は導入いたしておりませんが、事業及び財務の方針の決定を支配する者が、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に反する者である場合には、人材流出等により当社企業理念を達成することは困難になると思われ、それ自体が企業買収に対する抑止力として働くものと考えております。同時に、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ検討を行ってまいります。

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を以下に記載しております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社の株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項も併せて、慎重に検討したうえで行われる必要があります。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、別段の記載がない限り、本書提出日現在において当社グループが独自に判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。また、以下の記載は、当社の株式への投資に関するリスクをすべて網羅するものではありませんのでご注意ください。

(1) 当社の経営成績について

継続企業の前提について

当社グループは、前連結会計年度において多額の営業損失（663,059千円）を計上いたしました。当連結会計年度においては、人員削減や経費削減による財務体質改善及びコンサルティングサービスの強化等による収益モデルの転換により、収益の改善に努めてまいった結果、前連結会計年度に比して、営業損失は大幅に改善しているものの、その解消には至っておりません。今後も業績の回復及び業容の拡大に努め、かつ費用の削減に取り組む一方で、必要な研究開発投資及び人材の確保を行っていく所存であります。しかしながら、外部環境の変化等、当社が想定できない諸般の要因で、当社の事業計画が順調に進捗しない場合、当社グループの業績に影響を及ぼし、その結果、継続企業の前提に疑義が生じる可能性があります。

経営成績の季節偏重について

当社グループの収益は売上計上が下半期（1月から6月）に偏る傾向にあります。その主な理由としては、当社の主たるお客様である大手企業の多くが3月末に決算期を迎えるため、年度末である3月末に納品及び検収が集中すること、4月に入り新年度予算枠の執行による当社ソリューションへの投資が集中する傾向にあることがその理由であると考えております。

当社グループとしては、今後営業・マーケティング活動を前倒しで行い、また、製品及びサービスのラインアップを増やし、運用保守の維持に努める等、売上計上時期の偏りを解消するよう努めていく方針であります。この傾向は今後しばらくは続く可能性が高く、予算策定上、上半期の利益水準が低くなると予測しております。

(2) 当社の事業について

主力製品への依存について

当社グループは、日本国内において「KnowledgeMarket」及び「HAKONE for Notes」、海外において「AskMe Enterprise」という限られた自社製品の導入に付随して発生する、ライセンス、ITサービス、運用保守及びコンサルティングサービスの売上が売上の大半を占めております。しかしながら、競争環境、お客様のニーズの変化などに対応できず、これら製品が市場における競争力を維持することができない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

システムトラブル発生の可能性について

当社グループは、製品開発並びに営業活動において、コンピューターシステム及びそのネットワークに多くを依存しております。そのため、セキュリティの強化をはじめ、データのバックアップ体制の構築、データ量やアクセス数増加に応じたハードウェアの増強等、システムトラブル対策を講じております。しかしながら、これらの対策にも関わらず、人為的過誤、自然災害等によりシステムトラブルが発生した場合には、当社グループに直接損害が生じるほか、当社グループが提供するサービスの質の低下を招く等の影響を及ぼす可能性があります。

競合について

当社グループが事業領域とする情報共有・ナレッジマネジメントの市場は、ナレッジマネジメント統合ツール、EIP（企業内ポータル）、検索エンジン、グループウェア、文書管理、ブログ・SNS、コンテンツマネジメント等の分野に分類され、ソフトウェアベンダーやシステムインテグレーター、コンサルティング会社など様々な分野の競合相手が存在しております。このような環境の中で、当社グループとしては「人中心」のコンセプトに加え、お客様のニーズの把握、戦略目標の明確化からシステム要件定義・システム導入、さらには運用定着までのソリューションをワンストップで提供できる体制を整備することにより、他社と差別化しております。しかしながら、当該分野が成長市場であること、及び大きな参入障壁がないことから、今後、他社の新規参入により競合が激化する可能性があります。

競合先の営業方針、価格設定及び提供するサービス・製商品等は、当社グループが属する市場に影響を与える可能性があり、これらの競合先に対して効果的な差別化を行うことができず、当社グループが想定している事業展開が図れない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権について

当社グループでは、新規性があると認められる可能性のある技術については、積極的に特許を取得し、競争力の向上を目指す方針であり、現在実際に特許1件、申請中のものが4件あります。

一方で、第三者の知的財産権を侵害することのないように当社及び外部への委託等により調査を行っております。しかしながら、これらの調査等が充分かつ妥当であるという保証はありません。万が一、当社グループが第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者から損害賠償請求や使用差止請求等の訴えを起される可能性があり、これらに対する対価の支払等が発生する可能性があります。また、当社グループが所有する知的財産権に関しても第三者に侵害される可能性があります。こうした場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報保護について

当社グループは、製品サポートの登録情報、セミナー・イベント等の参加情報、そして営業活動の訪問者情報等の個人情報を有しております。

これらの個人情報は、当社のデータベースにて管理・処理しております。こうした個人情報の取扱いに関して、当社グループでは、個人情報の取扱いに係る社内規程の整備、定期的な研修の実施及びシステムのセキュリティ強化等を推進し、情報管理の強化とその取扱いに十分な注意を払っております。しかしながら、外部からの不正アクセスや犯罪行為等の不測事態により個人情報が外部に漏洩した場合、損害賠償請求や社会的信用の失墜により、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 当社の組織体制について

小規模組織であることについて

当社は、平成21年6月30日現在、取締役7名、監査役3名、従業員42名と小規模組織であり、内部管理体制もその規模に応じたものとなっております。

必要な人材の維持・確保に努めておりますが、今後人材の流出等により、当社グループの事業推進に影響が出る可能性があるとともに、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

特定人物への依存について

当社の代表取締役である谷本肇は、当社の経営方針や戦略の決定、主要取引先へのトップセールス、経営管理及び利益計画の推進等、会社運営の各方面の業務に大きく関与しております。

現在、当社では谷本肇に過度に依存しないよう、経営体制の整備、人材の育成を行う等リスクの軽減に努めておりますが、何らかの理由により同氏の当社業務の遂行が困難となった場合、当社グループの事業に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他

配当政策について

当社グループは株主への利益還元は重要な経営課題と位置づけており、当社の配当政策の基本方針としては、経営成績及び財政状態を勘案し、株主への利益還元と内部留保充実のバランスを総合的に判断し、業績と市場動向の状況に応じた柔軟な対応を取っていく所存であります。

しかしながら、当社は第5期から4期連続で利益を計上するも、第9期（前連結会計年度）及び第10期（当連結会計年度）においては損失を計上し、未だ内部留保が充実している状況ではなく、配当を実施しておりません。

ストックオプション行使による株式価値の希薄化について

当社は役職員の会社業績向上に対する意欲や士気を高めること及び人材を確保することを目的として、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権、旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権、及び会社法第238条第2項、第309条第2項第6号、第361条第1項の規定に基づく新株予約権を役員、従業員、子会社従業員、コンサルタント及びアドバイザーへ付与しております。平成21年6月30日現在、同新株引受権及び新株予約権の目的たる株式数は1,362株であり、平成21年6月30日現在の発行済株式総数16,172株の8.4%に相当しております。また、当社は役職員の士気を高めると同時に人材の確保・獲得するために、今後もストックオプションとして新株予約権の付与を行う可能性があります。

これらの新株予約権等が権利行使された場合には、新株式が発行され、当社1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

契約の名称	顧客ソリューション契約書
相手先名称	日本アイ・ビー・エム株式会社
契約締結日	平成17年5月30日
契約の主な内容	日本アイ・ビー・エム株式会社はその顧客に対して当社製品及びサービスを提供する際に、当社が日本アイ・ビー・エム株式会社に対して協力する契約。
契約期間	契約締結日から本契約が解約されるまでとする。

6【研究開発活動】

当社グループでは、ナレッジマネジメント・情報共有に特化したソフトウェアの開発を進めており、現在の研究開発スタッフは33名であります。

当連結会計年度においては、「KnowledgeMarket」の次世代バージョン「TOYAKO」、「AskMe Enterprise」の日本語版である「AskMe Enterprise 8.5 日本語版」及び「AskMe for SharePoint」等があり、当連結会計年度における研究開発費は69,730千円であります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

また、当社の連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して作成しております。その作成にあたり、会計方針は前連結会計年度と同一の基準を継続して適用する他、引当金につきましても過去の実績等を勘案し、合理的に見積りを行っております。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成においては、経営者による会計上の見積りを行っております。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社が連結財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための重要な事項」に記載しております。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

当社グループの当連結会計年度の経営成績は、大型案件中心の事業構造を改善し、かつ既存のお客様との関係強化に注力するとともに、人員削減、外注の見直し等による経費削減を行うことで、収益改善を目指してまいりました。

特に、従来からの「人中心」のコンセプトに基づく情報共有・ナレッジマネジメント促進のソフトウェアの提供に加え、当連結会計年度においてはビジネスコンサルティングについて、企業変革をトータルで支援するコンサルティングへとサービス内容を拡充することで、収益の確保に努めてまいりました。

結果として、当社においては、お客様である企業のIT投資抑制の影響を受け、新規ライセンス販売は落ち込んだものの、ITサービス、ビジネスコンサルティング、ナレッジ・プロセス・アウトソーシング(KPO)については好調に推移いたしました。加えて、下半期においては、既存のお客様からの追加ライセンスの受注や販売管理費削減効果により、第3四半期及び第4四半期においては連続で経常損益、当期損益が黒字化する等、売上高及び収益状況の改善傾向が表れてまいりました。

米国子会社Rrealcom U.S., Inc.においては、新規案件を想定どおり積み上げることができなかったことや、米国の経済状況の悪化の影響等によって、受注を見込んでいた案件の延期・中止により、売上計画を達成することができませんでした。しかしながら、一方で、新規開発を行った「AskMe for SharePoint」の導入実績やOEM契約の締結など、今後の事業展開への足掛かりを築くことができました。また、インド子会社Realcom Technology India Private Limitedは、開発拠点として稼動しており、買収による事業統合が順調に進んでおります。

この結果、当連結会計年度の売上高は839,320千円(前期比35.3%増)、AskMeの事業買収に関わるのれん代償却57,590千円を含む営業損失は118,485千円(前期比82.1%減)、経常損失は137,510千円(前期比78.8%減)、当期純損失は151,063千円(前期比84.4%減)となりました。

このうちソフトウェアライセンスにおける売上高は106,461千円となりました。これは主力製品

「KnowledgeMarket」の既存のお客様への追加導入のほか、子会社Rrealcom U.S., Inc.におけるソフトウェア導入、子会社オージェテクノロジー株式会社の製品導入があったことによるものであります。

また、システムインテグレーションにおいては、当社において当社製品を導入している既存のお客様に対する売上に加えて、新規ITサービスとして、Microsoft SharePoint関連の受注があったほか、米国子会社における既存のお客様に対する売上により、売上高は150,129千円となりました。

ビジネスコンサルティングにおいては、当社において情報共有に関連するコンサルティングやKPO案件を受注した結果、売上高は237,621千円となりました。

運用保守は、主として既存のお客様の維持に努め、当社及び米国子会社において運用保守サービスを提供した結果、売上高は303,032千円となりました。

その他、他社製品の売上高は、42,075千円となりました。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループが事業領域とする情報共有・ナレッジマネジメントの市場は、ソフトウェアベンダーやシステムインテグレーター、コンサルティング会社等の様々な分野の競合相手が存在し、日に日に競争が激化しております。

当社グループとしては、「人中心」のコンセプトに加え、お客様ニーズの把握、戦略目標の明確化からシステム要件定義・導入、さらには運用定着までのソリューションをワンストップにて提供できる体制を整備することにより、他社と差別化をしております。しかしながら、当該分野が成長市場であり、大きな参入障壁がないことから、今後、他社の新規参入により競合が激化する可能性があり、それにより当社が想定している事業展開が図れない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、日本国内において「KnowledgeMarket」及び「HAKONE for Notes」、海外において「AskMe Enterprise」という限られた自社製品の導入に付随して発生する、ライセンス、ITサービス、運用保守及びコンサルティングサービスの売上が売上の大半を占めております。しかしながら、競争環境、お客様のニーズの変化などに対応できず、これら製品が市場における競争力を維持することができない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 経営戦略の現状と見通し

当社グループは、お客様企業における「ナレッジワーカーの生産性と価値創造力を高めることで企業競争力を高める」ことをビジョンに掲げ、ニッチでありながらも当該分野では世界の先進企業となることで高成長、高収益企業となることを目指しております。

日本国内においては、主力製品である「KnowledgeMarket」の販売を継続することにより市場浸透度を高めるとともに、ITサービス、ビジネスコンサルティング、KPO（ナレッジ・プロセス・アウトソーシング）、研修等のサービスを包括的に提供してまいります。米国においては、既存のお客様基盤に加え、「AskMe for SharePoint」ビジネス及びOEMビジネスの確立、拡販を目指してまいります。また、国内及び米国事業の成長を支える開発基盤として、インド子会社の充実を図り、当社グループ全体としては、グローバルなネットワークを通じて当社グループの提供価値を最適化・高度化してまいります。

(5) 資本の財源と資金の流動性についての分析

当社グループの資金状況は、営業活動によるキャッシュ・フローで85,801千円使用しておりますが、投資活動によるキャッシュ・フローでは278,826千円、財務活動によるキャッシュ・フローでは17,008千円の資金を得ております。

この結果、当連結会計年度末における資金（現金及び現金同等物）は、前連結会計年度に比べて、207,797千円増加し、368,664千円となりました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は、5,364千円であります。このうち主なものは、販売管理システム及びパソコン、サーバーに対する投資であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

平成21年6月30日現在

事業所名 (所在地)	事業の部門 別の名称	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具及び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都台東区)		業務全般	10,200	11,805	22,006	42 (8)

(注) 1. 建物は賃借中の建物に施した建物附属設備であります。

2. 従業員数の()は、平均臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む)を外書してあります。

3. 現在休止中の主要な設備はありません。

4. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 在外子会社

平成21年6月30日現在

事業所名 (所在地)	事業の部門 別の名称	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具及び備品 (千円)	合計 (千円)	
Realcom U.S., Inc. (米国デラウェア州)		業務全般	-	2,437	2,437	7 (1)
Realcom Technology India Private Limited (インドブネ市)		業務全般	-	31	31	24

(注) 従業員数の()は、平均臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む)を外書してあります。

3【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	58,080
計	58,080

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成21年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年9月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	16,172	16,172	東京証券取引所 (マザーズ)	当社は単元株式 を採用しており ません。
計	16,172	16,172	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成21年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権
(平成13年8月6日臨時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成21年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	136 (注)1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75,000 (注)4	同左
新株予約権の行使期間	自平成15年8月7日 至平成23年8月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 75,000 資本組入額 37,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株引受権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の株式数を減じております。

2. 新株引受権の行使の条件

新株引受権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本証券業協会の店頭売買有価証券登録原簿に登録(以下「店頭登録」という)され、又は日本国内の証券取引所に上場(以下「上場」という)され、店頭登録の日又は上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株引受権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株引受権を行使できるものとします。

新株引受権の割当を受けた者は、新株引受権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員又は取締役であることを要します。

新株引受権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株引受権を行使することができるものとします。

その他の新株引受権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株引受権割当契約」に定めております。

3. 付与株式数は、当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率})$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、当社が株式分割又は株式併合により時価を下回る払込価格で新株の発行(転換社債又は優先株式の転換、新株引受権証券による権利行使の場合を含まない)をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金}}{\text{調整前発行価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

5. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

6. 平成17年8月25日の取締役会決議により、平成17年9月26日付で1株を4株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
(平成14年9月27日定時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成21年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(個)	41 (注)1、3	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	164 (注)1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	78,750 (注)4	同左
新株予約権の行使期間	自平成16年9月28日 至平成24年9月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 78,750 資本組入額 39,375	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本証券業協会の店頭売買有価証券登録原簿に登録(以下「店頭登録」という)され、又は日本国内の証券取引所に上場(以下「上場」という)され、店頭登録の日又は上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

3. 付与株式数及び新株予約権の総数

付与株式数は、当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率})$$

新株予約権の行使により発行する株式数は1株とし、対象者への配分に関しては取締役会に一任するものとします。ただし、上記3. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行います。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率})$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、当社が株式分割又は株式併合により時価を下回る払込価格で新株の発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

5. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。
6. 平成17年8月25日の取締役会決議により、平成17年9月26日付で1株を4株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
(平成14年9月27日定時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成21年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(個)	18 (注)1, 3	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	72 (注)1, 3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	78,750 (注)4	同左
新株予約権の行使期間	自平成16年9月28日 至平成24年9月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 78,750 資本組入額 39,375	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本証券業協会の店頭売買有価証券登録原簿に登録（以下「店頭登録」という）され、又は日本国内の証券取引所に上場（以下「上場」という）され、店頭登録の日又は上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

3. 付与株式数及び新株予約権の総数

付与株式数は、当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割・株式併合の比率})$$

新株予約権の行使により発行する株式数は1株とし、対象者への配分に関しては取締役会に一任するものとします。ただし、上記3. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行います。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割・株式併合の比率})$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が株式分割又は株式併合により時価を下回る払込価格で新株の発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

5. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

6. 平成17年8月25日の取締役会決議により、平成17年9月26日付で1株を4株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
(平成15年9月26日定時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成21年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(個)	44 (注)1、3	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	176 (注)1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	78,750 (注)4	同左
新株予約権の行使期間	自平成17年9月27日 至平成25年9月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 78,750 資本組入額 39,375	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数減じております。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本証券業協会の店頭売買有価証券登録原簿に登録（以下「店頭登録」という）され、又は日本国内の証券取引所に上場（以下「上場」という）され、店頭登録の日又は上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

3. 付与株式数及び新株予約権の総数

付与株式数は、当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割・株式併合の比率})$$

新株予約権の行使により発行する株式数は1株とし、対象者への配分に関しては取締役会に一任するものとします。ただし、上記3. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行います。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割・株式併合の比率})$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権付与日後に、調整前払込金額を下回る価額で新株の発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）するときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

5. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

6. 平成17年8月25日の取締役会決議により、平成17年9月26日付で1株を4株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
(平成16年9月24日定時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成21年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(個)	35 (注)1、3	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	140 (注)1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	112,500 (注)4	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年9月25日 至平成26年9月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 112,500 資本組入額 56,250	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本証券業協会の店頭売買有価証券登録原簿に登録(以下「店頭登録」という)され、又は日本国内の証券取引所に上場(以下「上場」という)され、店頭登録の日又は上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

3. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率})$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行(新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない)をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

その他、当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする事情が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

5. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。
6. 平成17年8月25日の取締役会決議により、平成17年9月26日付で1株を4株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
(平成17年9月22日定時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成21年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(個)	280 (注)1、3	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	280 (注)1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	112,500 (注)4	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年9月23日 至平成27年9月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 112,500 資本組入額 56,250	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場(以下「上場」という)され、店頭登録の日又は上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

3. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率})$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}} \right)}{1}$$

その他、当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする事情が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

5. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
(平成18年1月25日臨時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成21年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(個)	40 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40 (注)1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150,000 (注)4	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年2月1日 至平成28年1月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150,000 資本組入額 75,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使することができないものとします。

当社は、取締役会の定めるところにより、新株予約権発行後、当社が他社に吸収合併される場合又は他社との新設合併を行う場合、株式交換又は株式移転を行う場合、その他の調整の必要が生じた場合は、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数、払込金額、新株予約権の行使期間その他について必要と認められる調整を行い、また権利行使を制限し、未行使の権利を失効させることができます。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできないものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

3. 払込金額の調整を行った場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前払込金額}}{1 \text{株当たり調整後払込金額}}$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、調整前払込金額を下回る価額で当社の普通株式を発行又は処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。なお、自己株式処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は、「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替えます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \cdot \text{自己株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{(\text{既発行株式数} \cdot \text{自己株式数}) + \text{新規発行株式数}}$$

5. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

会社法第238条及び第309条の規定に基づく新株予約権
（平成18年6月30日臨時株主総会決議）

区分	事業年度末現在 （平成21年6月30日）	提出日の前月末現在 （平成21年8月31日）
新株予約権の数（個）	157 （注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	157 （注）1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	150,000 （注）4	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年7月1日 至平成28年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 150,000 資本組入額 75,000	同左
新株予約権の行使の条件	（注）2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1. 新株予約権数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場（以下「上場」という）され、上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

3. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割・株式併合の比率})$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

その他、当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする事情が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

5. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

会社法第238条及び第309条の規定に基づく新株予約権
(平成18年6月30日臨時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成21年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(個)	30	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150,000 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年7月1日 至平成28年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150,000 資本組入額 75,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場（以下「上場」という）され、上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

2. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割・株式併合の比率})$$

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

その他、当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする事情が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

4. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

会社法第238条及び第309条の規定に基づく新株予約権
(平成19年6月19日臨時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成21年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(個)	17 (注)1	16 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	17 (注)1、3	16 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	350,000 (注)4	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年6月20日 至平成29年6月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 350,000 資本組入額 175,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株式数を減じております。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場（以下「上場」という）され、上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

3. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率})$$

4. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）をするときは、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

その他、当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする事情が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

5. 新株予約権の質入その他の処分を行うことはできません。

会社法第238条及び第309条の規定に基づく新株予約権
(平成20年9月26日定時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成21年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(個)	150	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	150 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	58,000 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年4月4日 至平成24年4月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 58,000 資本組入額 29,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場（以下「上場」という）され、上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社の子会社の従業員であることを要します。ただし、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

2. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割・株式併合の比率})$$

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

その他、当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする事情が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

4. 新株予約権の質入その他の処分を行うことはできません。

会社法第238条及び第309条の規定に基づく新株予約権
(平成20年9月26日定時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成21年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数(個)	-	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	10 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	35,000 (注) 3
新株予約権の行使期間	-	自平成21年8月15日 至平成21年4月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	発行価格 35,000 資本組入額 17,500
新株予約権の行使の条件	-	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	-	(注) 4
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場（以下「上場」という）され、上場の日後6ヶ月間経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、当社が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当社を解散会社とする合併が行われる場合、又は当社が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において当社の子会社の従業員であることを要します。ただし、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。

その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

2. 当社が株式分割又は併合を行う場合には、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{株式分割・株式併合の比率})$$

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、調整前払込金額を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使、優先株式の転換、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に定められた転換社債の転換又は新株引受権証券による権利行使の場合を含まない）をするときには、次の算式により払込金額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

その他、当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする事情が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

4. 新株予約権の質入その他の処分を行うことはできません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成17年6月26日 (注) 1	-	普通株式 2,579 A種優先株式 630	-	472,775	283,000	124,775
平成17年9月26日 (注) 2	普通株式 7,737 A種優先株式 1,890	普通株式 10,316 A種優先株式 2,520	-	472,775	-	124,775
平成17年10月7日 (注) 3	普通株式 390	普通株式 10,706 A種優先株式 2,520	21,937	494,712	21,937	146,712
平成18年2月9日 (注) 4	普通株式 200	普通株式 10,906 A種優先株式 2,520	15,000	509,712	15,000	161,712
平成18年7月18日 (注) 5	普通株式 16	普通株式 10,922 A種優先株式 2,520	1,200	510,912	1,200	162,912
平成19年6月8日 (注) 6	普通株式 2,520	普通株式 13,442 A種優先株式 2,520	-	510,912	-	162,912
平成19年6月14日 (注) 7	A種優先株式 2,520	普通株式 13,442	-	510,912	-	162,912
平成19年7月26日 (注) 8	普通株式 190	普通株式 13,632	14,250	525,162	14,250	177,162
平成19年7月27日 (注) 9	普通株式 888	普通株式 14,520	49,950	575,112	50,949	228,111
平成19年9月18日 (注) 10	普通株式 1,500	普通株式 16,020	186,300	761,412	186,300	414,411
平成20年6月1日～平成 20年6月30日(注) 11	普通株式 152	普通株式 16,172	5,738	767,150	5,738	420,149

(注) 1. 資本準備金減少

平成17年5月25日開催の臨時株主総会決議により、資本準備金283,000,000円を減少し、全額を未処理損失解消に
填補いたしました。

2. 株式分割

平成17年8月25日開催の取締役会決議により、平成17年9月26日最終の株主名簿に記載された株主に対し、所有株
式1株を4株に分割いたしました。

3. 有償第三者割当増資

発行価額 112,500円
資本組入額 56,250円
主な割当先 リアルコム従業員持株会

4. 有償第三者割当増資
 - 発行価額 150,000円
 - 資本組入額 75,000円
 - 主な割当先 日本アイ・ビー・エム株式会社
5. 有償第三者割当増資
 - 発行価額 150,000円
 - 資本組入額 75,000円
 - 主な割当先 リアルコム従業員持株会
6. A種優先株式全部の普通株式への転換（当社普通株式を対価とするA種優先株式の取得請求権の行使）

平成19年6月8日にA種優先株式の全株につきまして、普通株式への転換請求があり、同日普通株式へ転換いたしました。
7. 自己株式の消却による減少
8. 新株予約権（平成18年1月25日臨時株主総会決議）の行使
 - 発行価格 150,000円
 - 資本組入額 75,000円
9. 第1回新株引受権付無担保社債の新株引受権の行使
 - 発行価格 112,500円
 - 資本組入額 56,250円
10. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）
 - 発行価格 270,000円
 - 発行価額 248,400円
 - 資本組入額 124,200円
 - 払込金総額 372,600千円
11. 新株引受権及び新株予約権の行使
 - 新株引受権（平成13年8月6日臨時株主総会）
 - 発行価格 75,000円
 - 資本組入額 37,500円
 - 新株予約権（平成14年9月27日定時株主総会）
 - 発行価格 78,750円
 - 資本組入額 39,375円

(5) 【所有者別状況】

平成21年6月30日現在

区分	株式の状況							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	16	9	8	2	1,596	1,633	-
所有株式数 (株)	-	108	1,167	1,457	239	13	13,188	16,172	-
所有株式数の 割合(%)	-	0.67	7.22	9.01	1.48	0.08	81.55	100	-

(6) 【大株主の状況】

平成21年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
谷本 肇	東京都中央区	3,743	23.14
(株)CSKホールディングス	東京都港区南青山2-26-1	1,344	8.31
コスモ証券(株)	大阪市中央区今橋1-8-12	531	3.28
西川 猛	東京都世田谷区	363	2.24
植村 吾彦	川崎市中原区	325	2.01
吉田 健一	東京都中央区	320	1.98
早野 潔	山梨県甲府市	200	1.24
投資事業組合オリックス8号	東京都港区浜松町2-4-1	200	1.24
マネックス証券株式会社	東京都千代田区丸の内1-11-1 パシフィック クセンチュリープレイス丸の内19F	168	1.04
白田 哲也	大阪府東大阪市	150	0.93
計	-	7,344	45.41

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,172	16,172	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	16,172	-	-
総株主の議決権	-	16,172	-

【自己株式等】

平成21年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ19、ノ20、第280条ノ21の規定及び会社法第236条、第238条、第239条の規定に基づき、新株予約権を発行する方法によるものです。当該制度の内容は次のとおりであります。

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権

(平成13年8月6日臨時株主総会決議に基づく平成13年8月21日取締役会決議)

決議年月日	平成13年8月6日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 15 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	118(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1.平成17年9月26日付で1株を4株に分割しております。

2.従業員の退職及び権利行使により、提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員3名、当社元従業員1名に、株式の数は34株(株式分割後136株)になっております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

(平成14年9月27日定時株主総会決議に基づく平成14年9月27日取締役会決議)

決議年月日	平成14年9月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社監査役 1 当社従業員 23 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	106(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1.平成17年9月26日付で1株を4株に分割しております。

2.取締役及び従業員の異動・退職及び権利行使により、提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社監査役1名、当社従業員3名、当社元従業員4名に、株式の数は41株(株式分割後164株)になっております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
(平成14年9月27日定時株主総会決議に基づく平成15年5月20日取締役会決議)

決議年月日	平成14年9月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 10(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	24(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 平成17年9月26日付で1株を4株に分割しております。
2. 取締役及び従業員の異動・退職により、提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員3名、当社元従業員2名に、株式の数は18株(株式分割後72株)になっております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
(平成15年9月26日定時株主総会決議に基づく平成15年9月26日取締役会決議)

決議年月日	平成15年9月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社監査役 1 当社従業員 17 社外協力者 1 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	52(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 平成17年9月26日付で1株を4株に分割しております。
2. 取締役及び従業員の異動・退職により、提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役3名、当社監査役1名、当社従業員3名、当社元従業員4名、社外協力者1名に、株式の数は44株(株式分割後176株)になっております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

(平成16年9月24日定時株主総会決議に基づく平成16年10月28日取締役会決議)

決議年月日	平成16年9月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1 当社従業員 34 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	58(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 平成17年9月26日付で1株を4株に分割しております。

2. 取締役及び従業員の異動・退職により、提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社監査役1名、当社従業員8名、当社元従業員8名に、株式の数は35株(株式分割後140株)になっております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

(平成17年9月22日定時株主総会決議に基づく平成17年12月22日取締役会決議)

決議年月日	平成17年9月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社監査役 1 当社従業員 35 当社入社予定者 2 社外協力者 1 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	483(注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 取締役及び従業員の異動・退職により、提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役3名、当社監査役1名、当社従業員12名、当社元従業員6名、社外協力者1名に、株式の数は280株になっております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

(平成18年1月25日臨時株主総会決議に基づく平成18年1月25日取締役会決議)

決議年月日	平成18年1月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 社外協力者 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	400(注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 取締役の退任及び権利行使により、提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名に、株式の数は40株になっております。

会社法第238条及び第309条の規定に基づく新株予約権

(平成18年6月30日臨時株主総会決議に基づく平成18年6月30日取締役会決議)

決議年月日	平成18年6月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 19 社外協力者 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	192(注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 取締役及び従業員の異動・退職により、提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役3名、当社従業員10名、当社元従業員4名、社外協力者1名に、株式の数は157株になっております。

会社法第238条及び第309条の規定に基づく新株予約権

(平成18年6月30日臨時株主総会決議に基づく平成18年9月13日取締役会決議)

決議年月日	平成18年6月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

会社法第238条及び第309条の規定に基づく新株予約権

(平成19年6月19日臨時株主総会決議に基づく平成19年6月19日取締役会決議)

決議年月日	平成19年6月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 15
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	18(注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 従業員の退職により、提出日の前月末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社従業員12名、当社元従業員1名に、株式の数は16株になっております。

会社法第238条及び第309条の規定に基づく新株予約権

(平成20年9月26日定時株主総会決議に基づく平成21年3月13日取締役会決議)

決議年月日	平成20年9月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社従業員 7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

会社法第238条及び第309条の規定に基づく新株予約権

(平成20年9月26日定時株主総会決議に基づく平成21年8月13日取締役会決議)

決議年月日	平成20年9月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社グループは、株主への利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識しております。経営成績及び財政状態を勘案し、株主への利益還元と内部留保充実のバランスを総合的に判断し、業績と市場動向に応じた柔軟な対応を取っていく所存であります。

平成21年6月期においては業績回復に全力を尽くし、財務体質の強化を図る必要があると考えており、当面、十分な内部留保が確保できるまでは無配とする予定であります。

なお、当社は会社法第454条第5項に基づいて中間配当制度を採用しており、剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針としております。配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会としております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成17年6月	平成18年6月	平成19年6月	平成20年6月	平成21年6月
最高(円)	-	-	-	504,000	135,000
最低(円)	-	-	-	63,100	21,200

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

なお、平成19年9月19日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	30,900	34,500	63,500	59,000	46,600	47,000
最低(円)	24,300	21,200	25,660	39,850	36,600	34,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役	執行役員 CEO	谷本 肇	昭和39年6月30日生	平成元年4月 日本ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン入社 平成6年8月 AZCA, Inc.入社 平成12年4月 株式会社リアルコムコミュニケーションズ(現リアルコム株式会社)設立 代表取締役社長 平成20年2月 当社代表取締役社長 執行役員CEO(現任) 平成20年3月 Realcom U.S., Inc. CEO(現任) 平成21年1月 Realcom Technology India Private Limited CEO(現任)	(注)1	3,743
取締役	執行役員 コンサルティング担当	吉田 健一	昭和50年6月12日生	平成10年4月 日本ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン入社 平成12年6月 当社取締役 平成20年2月 当社取締役 執行役員コンサルティング担当(現任)	(注)1	320
取締役	執行役員 CTO	竹内 克志	昭和35年8月10日生	昭和60年4月 日本デジタルイクイップメント株式会社入社 平成5年8月 インフォミックスソフトウェア株式会社入社 平成6年9月 ロータス株式会社入社 平成13年12月 IBM Corporation入社 平成15年5月 当社入社、CTO 平成17年5月 当社取締役CTO 平成20年2月 当社取締役 執行役員CTO(現任)	(注)1	40
取締役	執行役員 テクノロジー担当	市瀬 厚	昭和40年5月15日生	昭和61年4月 総合情報開発株式会社入社 昭和63年10月 カキウチ株式会社入社 平成2年11月 タイムコンサルタント株式会社入社 平成14年5月 当社入社 平成19年9月 当社取締役 平成20年2月 当社取締役 執行役員テクノロジー担当(現任)	(注)1	10
取締役	執行役員 CFO	山本 融	昭和44年2月28日生	平成3年4月 日商岩井株式会社(現双日株式会社)入社 平成14年10月 株式会社リサ・パートナーズ入社 平成15年10月 イノベーションエンジン株式会社入社 平成16年4月 株式会社リンク・セオリー・ホールディングス株式会社入社 平成18年10月 ラオックス株式会社入社 平成19年6月 同社取締役管理本部長 平成20年2月 当社執行役員CFO 平成20年9月 当社取締役 執行役員CFO(現任)	(注)1	14

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 (非常勤)		本荘 修二	昭和39年3月17日生	昭和62年4月 株式会社ポストンコンサルティンググループ入社 平成5年9月 コンピュータ・サイエンス・コーポレーション入社 平成7年7月 株式会社CSK(現株式会社CSKホールディングス)入社 平成10年7月 本荘事務所代表 平成16年1月 ジェネラルアトランティックLLC 日本代表 平成19年9月 当社取締役(現任)	(注)1	56
常勤監査役		若杉 武治	昭和13年10月26日生	昭和37年4月 株式会社第一勧業銀行(現株式会社みずほ銀行)入行 平成4年11月 アナログ・デバイス株式会社出向、常務取締役 平成8年11月 ジャパンシステム株式会社取締役管理本部長 平成11年6月 清和興業株式会社 監査役 平成17年5月 当社 監査役(現任)	(注)2	14
監査役 (非常勤)		小宮 一慶	昭和32年12月20日生	昭和56年4月 株式会社東京銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行)入行 平成7年11月 株式会社小宮コンサルタンツ代表取締役(現任) 平成13年11月 当社監査役(現任) 平成14年6月 株式会社ワオ・コーポレーション取締役(現任) 平成14年6月 セントケア株式会社(現セントケア・ホールディング株式会社)監査役 平成18年6月 セントスタッフ株式会社監査役 平成18年11月 フェニックスアソシエイツ株式会社取締役会長(現任) 平成20年3月 セントスタッフ株式会社取締役(現任) 平成20年6月 セントケア・ホールディング株式会社取締役(現任)	(注)2	26

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役 (非常勤)		片岡 敬三	昭和18年3月24日生	昭和40年4月 日本レイヨン株式会社(現ユニチカ株式会社)入社 昭和54年2月 株式会社大信販(現アプラス株式会社)入社 平成6年3月 有限会社マーキュリー代表取締役(現任) 平成12年7月 株式会社大前・アンド・アソシエーツ取締役 平成12年8月 株式会社大前・ビジネス・ティベロップメンツ監査役 平成12年10月 株式会社有機市場監査役 平成13年5月 株式会社大前・ビジネス・ティベロップメンツCFO 平成16年6月 ケンコーコム株式会社監査役 平成17年2月 有限会社カスタネット倶楽部取締役(現任) 平成17年6月 株式会社ホスピタルマネジメント研究所監査役(現任) 平成18年1月 当社監査役(現任) 平成19年6月 ケンコーコム株式会社取締役(現任) 平成19年6月 日本調剤株式会社監査役(現任)	(注)2	-
計						4,223

- (注) 1. 平成21年9月25日の選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。
2. 平成19年6月19日の選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。
3. 取締役の本荘 修二は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役の若杉 武治、小宮 一慶、片岡 敬三は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

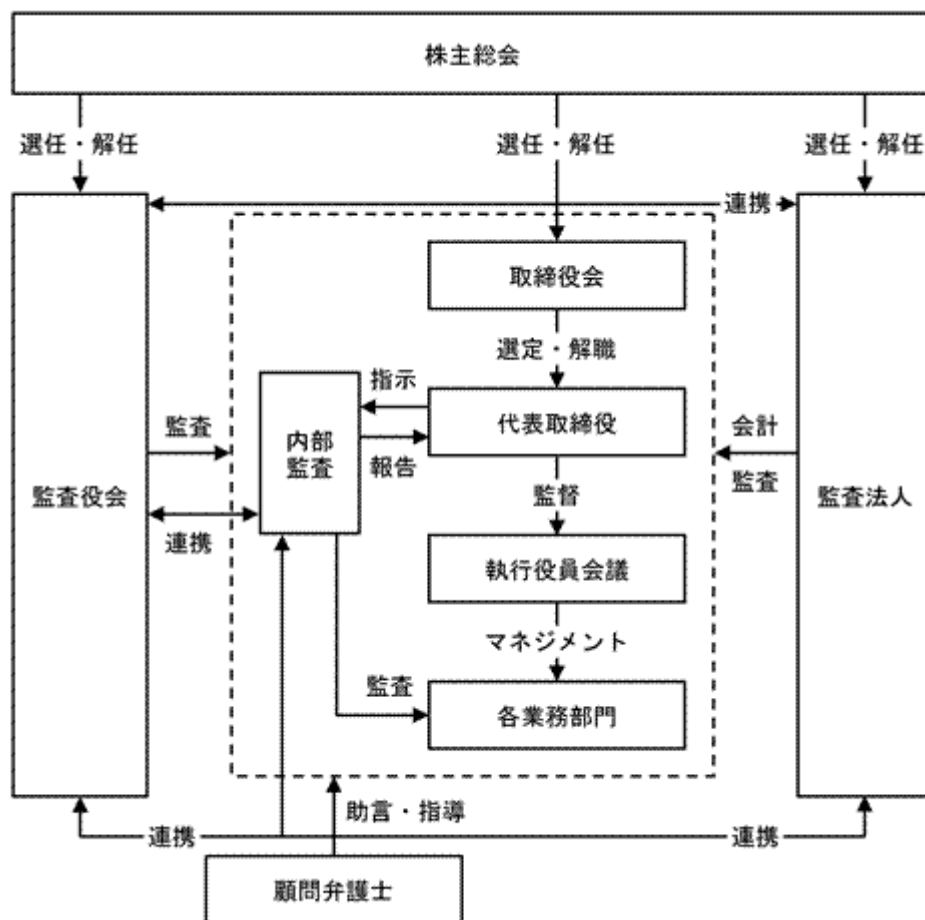
当社は「プロダクトアウトになりがちなハイテクの世界に真のお客様第一主義を持ち込もう」との企業理念の下、直接の顧客はもとより株主を始めとする利害関係者の方々に対して社会的責任を全うすることを経営上の最大の目標としております。この目標達成の手段としてコーポレート・ガバナンスを捉え、経営効率性、社会性の両面を総合的に判断し、迅速に対応できる企業統治体制を構築してまいりたいと考えております。さらに、株主を始めとする利害関係者の方々に対する経営情報の適時開示（タイムリー・ディスクロージャー）を通じて、透明性のある健全な経営を行っていく所存であります。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

当社は、監査役制度採用会社でありコーポレート・ガバナンスの充実のために、株主総会の充実、取締役会や監査役会の一層の機能強化を図るとともに、積極的かつ継続的なディスクロージャー活動・IR活動に取り組んでおります。

当社のコーポレート・ガバナンス及び内部統制システムの概要

当社のコーポレート・ガバナンス及び内部統制システムの概要は以下のとおりであります。



株主総会

株主総会は、会社の最高意思決定機関であり、会社の所有者である株主に対する貴重な情報提供及び情報交換、権利行使の場であると認識しております。従いまして、積極的なIR活動とタイムリー・ディスクロージャー精神のもと、株主の権利行使に適した環境を構築することを目的に、より開かれた株主総会にすべく、その運営方法につきましては工夫を重ねていく所存であります。

取締役会

取締役会は、本書提出日現在において社外取締役1名を含む6名で構成されています。広い見地からの意思決定、業務執行の監督を行っており、毎月1回定期的に、また必要に応じて随時臨時に開催しております。各事業部の状況や利益計画の進捗を把握するとともに、コーポレート・ガバナンスの強化にも努めております。なお、取締役会には、監査役3名も出席して、取締役会の業務執行について監査を行っております。

監査役会

当社は監査役制度を採用しており、常勤の社外監査役1名と非常勤の社外監査役2名で構成されております。監査役会は毎月開催され、各監査役は各事業年度に策定する年間監査計画に従い、取締役会その他重要な会議へ出席する他、業務及び各種書類や証憑の調査を通じ取締役の職務執行を監査しております。

また監査役は、内部監査担当部門及び会計監査人と情報交換、意見交換を行うことによって、会計監査及び業務監査等について総括的な確認を行い、取締役の業務執行の状況を効率的、合理的に把握し、監督の実効性を高めております。

執行役員会議

執行役員会議は社内取締役及び執行役員により構成されており、業務執行に関する重要事項の報告、協議、意思決定を行っており、週に1度開催しております。

内部監査

当社は内部監査を独立した部門とはせず、内部監査規程に基づき、被監査部門を所管しないグループ長が責任者となっており、各部門の内部監査を実施しております。内部監査は、被監査部門を所管しないグループ長及び被監査部門に所属しない従業員1～2名の2～3名体制であり、各部署の所轄業務が法令、定款、社内諸規程及び諸取扱要領に従い適正かつ有効に運用されているか否かを、各年度に策定する年度監査計画に従って調査しております。その結果を代表取締役に報告するとともに適正な指導を行い、会社における不正、誤謬の未然防止、正確な管理情報の提供、財産の保全、業務活動の改善向上を図り、経営効率の増進に資することをその目的としております。

また、監査役会及び会計監査人に対して、業務監査結果を報告することで監査役及び会計監査人との連携を図り、業務執行における違法性の排除と効率性の向上に努めております。

社外取締役及び社外監査役との関係

平成21年6月30日現在、社外取締役本荘修二は当社株式を56株、社外監査役若杉武治は14株、社外監査役小宮一慶は26株保有しており、また当社は、社外取締役村井勝に52個、社外監査役小宮一慶に24個、社外監査役片岡敬三に6個の新株予約権を付与しておりますが、それ以外に当社の社外取締役及び社外監査役と当社との間に、人的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

会計監査の状況

当社は、霞が関監査法人と金融商品取引法に基づく監査について監査契約を締結し、霞が関監査法人は、監査人として独立の立場から財務諸表に対する意見を表明しております。

当事業年度において業務執行した公認会計士は、以下のとおりであります。

・業務執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員：剣持 俊夫、小林 和夫

継続監査年数については、全員7年以内であるため記載を省略しております。

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士3名、会計士補2名 その他3名

内部統制システムの整備の状況

当社は、社内業務全般にわたる諸規程の整備等職務権限と責任を明確化し、適切な相互牽制機能を業務プロセスに組み込み、適正な業務執行を確保するための内部統制システムの構築に努めております。

また当社内部監査担当部門は、業務活動全般に関してその妥当性や会社資源の活用状況、法律、法令、社内規程の遵守状況について内部監査を行い、内部統制システムが有効に機能しているかどうかを確認するとともに、具体的な助言や勧告を行い、業務の改善や問題発生の未然の防止を図っております。

顧問弁護士

当社は外部の法律事務所と顧問契約を締結しており、必要に応じてコンプライアンス遵守のために必要な助言を受けており、法律面における経営上の問題が起きることのないよう努めております。

ディスクロージャー

経営の透明性を高め、情報の非対称性による利害関係者の不利益を最小にするため、会社の経営情報の適時適切な情報開示（ディスクロージャー）に努めてまいります。

(3) リスク管理体制の整備状況

当社は、取締役会・経営会議その他会議体にて情報を共有し、リスクの早期発見と未然の防止に努めております。また、監査役監査、会計監査、内部監査を通じて、潜在的な問題の発見・改善状況のフォローを行い、リスクの軽減を進めております。

全役職員がコンプライアンスの重要性を認識し、高い倫理観を持って行動することが必要であるとの認識のもと、各種規程を整備するだけでなく内部通報制度を設置しており、遵守すべき事項を定めるとともにリスク情報を幅広く吸い上げる体制を整備しております。また、全従業員向けに法令遵守を高めるコンプライアンス研修、インサイダー取引防止に関する研修、個人情報保護のための研修を実施し、今後も引き続き継続していく所存です。

(4) 役員報酬

当連結会計年度（平成20年7月1日から平成21年6月30日まで）における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

社内取締役を支払った報酬	52,548千円
社外取締役を支払った報酬	2,100千円
社外監査役を支払った報酬	7,200千円
	<hr/>
	61,848千円

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役ともに10万円又は法令の定める額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(6) 取締役の定数

当社の取締役は、7名以内とする旨定款に定めております。

(7) 取締役の選任の決議要件

当社の取締役選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

(8) 中間配当の実施

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により毎年12月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

(9) 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(10) 取締役及び監査役の責任免除

会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役の損害賠償責任を、法令の限度において、総株主の同意によらず取締役会の決議により免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役がその能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(11) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	12,000	-	21,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	12,000	-	21,000	-

【その他重要な報酬の内容】

当社の連結子会社のうち在外子会社1社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているBAKER TILLY INTERNATIONALに対して、法定監査または当社連結財務諸表監査の一環として行う監査の報酬として、合わせて5,910千円を支払っています。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査日数・監査業務等の内容を総合的に勘案した上で、監査役会の同意を得て決定することとしております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成19年7月1日から平成20年6月30日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成20年7月1日から平成21年6月30日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成19年7月1日から平成20年6月30日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成20年7月1日から平成21年6月30日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成19年7月1日から平成20年6月30日まで）及び当連結会計年度（平成20年7月1日から平成21年6月30日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成19年7月1日から平成20年6月30日まで）及び当事業年度（平成20年7月1日から平成21年6月30日まで）の財務諸表について、霞が関監査法人により監査を受けております。

1【連結財務諸表等】
(1)【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成20年6月30日)	当連結会計年度 (平成21年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	597,080	390,584
売掛金	85,571	129,232
たな卸資産	567	-
仕掛品	-	299
原材料及び貯蔵品	-	137
未収消費税等	25,277	-
その他	48,870	21,722
貸倒引当金	1,080	1,450
流動資産合計	756,287	540,527
固定資産		
有形固定資産		
建物	16,513	16,513
減価償却累計額	4,203	6,312
建物(純額)	12,310	10,200
工具、器具及び備品	74,547	66,163
減価償却累計額	47,998	51,889
工具、器具及び備品(純額)	26,549	14,274
有形固定資産合計	38,859	24,475
無形固定資産		
ソフトウェア	40,933	20,754
のれん	518,374	464,360
その他	102	102
無形固定資産合計	559,409	485,216
投資その他の資産		
投資有価証券	1,478	-
繰延税金資産	2,979	107
その他	19,207	19,390
投資その他の資産合計	23,665	19,498
固定資産合計	621,934	529,190
資産合計	1,378,222	1,069,717

	前連結会計年度 (平成20年6月30日)	当連結会計年度 (平成21年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	25,368	1,284
短期借入金	10,000	80,000
1年内返済予定の長期借入金	62,992	120,392
未払金	133,360	17,807
未払法人税等	3,365	4,705
未払消費税等	-	19,048
前受金	149,179	141,915
その他	11,733	7,149
流動負債合計	395,999	392,301
固定負債		
長期借入金	467,018	356,626
その他	-	201
固定負債合計	467,018	356,827
負債合計	863,017	749,129
純資産の部		
株主資本		
資本金	767,150	767,150
資本剰余金	420,149	420,149
利益剰余金	675,770	826,834
株主資本合計	511,528	360,464
評価・換算差額等		
為替換算調整勘定	2,896	47,229
評価・換算差額等合計	2,896	47,229
新株予約権	-	2,201
少数株主持分	6,574	5,152
純資産合計	515,205	320,588
負債純資産合計	1,378,222	1,069,717

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成19年7月1日 至平成20年6月30日)	当連結会計年度 (自平成20年7月1日 至平成21年6月30日)
売上高	620,171	839,320
売上原価	587,992	383,733
売上総利益	32,179	455,587
販売費及び一般管理費		
役員報酬	79,447	70,873
給料	171,306	152,795
販売促進費	13,205	7,473
販売支援費	-	37,011
支払手数料	127,602	86,102
研究開発費	137,791 ¹	69,730 ¹
減価償却費	20,525	66,464
貸倒引当金繰入額	1,080	370
その他	144,279	83,251
販売費及び一般管理費合計	695,238	574,072
営業損失()	663,059	118,485
営業外収益		
受取利息	3,676	1,446
為替差益	26,239	-
受取手数料	1,755	-
還付加算金	-	638
その他	1,114	1,424
営業外収益合計	32,785	3,509
営業外費用		
支払利息	2,830	9,900
支払手数料	-	2,669
為替差損	-	6,853
株式交付費	5,221	-
株式公開費用	7,648	-
固定資産除却損	-	2,384
その他	1,225	726
営業外費用合計	16,926	22,534
経常損失()	647,199	137,510
特別利益		
固定資産売却益	- ²	176 ²
受取補償金	-	6,829
特別利益合計	-	7,005

	前連結会計年度 (自 平成19年 7月 1日 至 平成20年 6月30日)	当連結会計年度 (自 平成20年 7月 1日 至 平成21年 6月30日)
特別損失		
固定資産除却損	3 47,094	3 -
投資有価証券評価損	1,031	1,478
リース解約損	2,023	-
固定資産売却損	4 -	4 34
減損損失	5 216,777	5 12,921
特別損失合計	266,926	14,434
税金等調整前当期純損失()	914,125	144,938
法人税、住民税及び事業税	2,858	4,892
法人税等調整額	60,266	2,654
法人税等合計	63,124	7,546
少数株主損失()	8,425	1,421
当期純損失()	968,825	151,063

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 7月 1日 至 平成20年 6月30日)	当連結会計年度 (自 平成20年 7月 1日 至 平成21年 6月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	510,912	767,150
当期変動額		
新株の発行	186,300	-
新株の発行（新株予約権の行使）	69,937	-
当期変動額合計	256,237	-
当期末残高	767,150	767,150
資本剰余金		
前期末残高	162,912	420,149
当期変動額		
新株の発行	186,300	-
新株の発行（新株予約権の行使）	70,936	-
当期変動額合計	257,236	-
当期末残高	420,149	420,149
利益剰余金		
前期末残高	293,054	675,770
当期変動額		
当期純損失（ ）	968,825	151,063
当期変動額合計	968,825	151,063
当期末残高	675,770	826,834
株主資本合計		
前期末残高	966,879	511,528
当期変動額		
新株の発行	372,600	-
新株の発行（新株予約権の行使）	140,874	-
当期純損失（ ）	968,825	151,063
当期変動額合計	455,351	151,063
当期末残高	511,528	360,464
評価・換算差額等		
為替換算調整勘定		
前期末残高	2,073	2,896
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,970	44,332
当期変動額合計	4,970	44,332
当期末残高	2,896	47,229
評価・換算差額等合計		
前期末残高	2,073	2,896
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,970	44,332
当期変動額合計	4,970	44,332
当期末残高	2,896	47,229

	前連結会計年度 (自 平成19年 7月 1日 至 平成20年 6月30日)	当連結会計年度 (自 平成20年 7月 1日 至 平成21年 6月30日)
新株予約権		
前期末残高	999	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	999	2,201
当期変動額合計	999	2,201
当期末残高	-	2,201
少数株主持分		
前期末残高	-	6,574
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6,574	1,421
当期変動額合計	6,574	1,421
当期末残高	6,574	5,152
純資産合計		
前期末残高	969,951	515,205
当期変動額		
新株の発行	372,600	-
新株の発行（新株予約権の行使）	140,874	-
当期純損失（ ）	968,825	151,063
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	605	43,553
当期変動額合計	454,746	194,617
当期末残高	515,205	320,588

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 7月 1日 至 平成20年 6月30日)	当連結会計年度 (自 平成20年 7月 1日 至 平成21年 6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	914,125	144,938
減価償却費	20,547	23,147
ソフトウェア償却費	135,049	2,802
長期前払費用償却額	2	-
のれん償却額	14,157	57,590
株式報酬費用	-	2,201
有形固定資産売却損益(は益)	-	34
固定資産除却損	47,719	2,384
減損損失	216,777	12,921
リース解約損	2,023	-
投資有価証券評価損益(は益)	1,031	1,478
株式交付費	5,221	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,080	370
受取利息	3,676	1,446
受取補償金	-	6,829
支払利息	2,830	9,900
為替差損益(は益)	-	4,232
売上債権の増減額(は増加)	174,271	45,446
たな卸資産の増減額(は増加)	9,551	130
その他の資産の増減額(は増加)	55,865	46,148
仕入債務の増減額(は減少)	44,799	24,084
前受金の増減額(は減少)	14,264	3,592
その他の負債の増減額(は減少)	14,064	16,233
小計	359,875	79,226
利息の受取額	3,868	680
利息の支払額	1,399	8,945
法人税等の支払額	87,084	5,139
補償金の受取額	-	6,829
営業活動によるキャッシュ・フロー	444,491	85,801
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	235,418	20,000
定期預金の払戻による収入	-	432,937
有価証券の売却による収入	-	78
有形固定資産の取得による支出	12,665	5,735
無形固定資産の取得による支出	188,654	-
従業員に対する貸付金の回収による収入	600	900
事業譲受による支出	475,245	128,614
その他	3,713	740
投資活動によるキャッシュ・フロー	915,098	278,826

	前連結会計年度 (自 平成19年 7月 1日 至 平成20年 6月30日)	当連結会計年度 (自 平成20年 7月 1日 至 平成21年 6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	10,000	100,000
短期借入金の返済による支出	-	30,000
長期借入れによる収入	500,000	10,000
長期借入金の返済による支出	7,992	62,992
少数株主からの払込みによる収入	15,000	-
株式の発行による収入	507,253	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,024,261	17,008
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,161	2,235
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	339,489	207,797
現金及び現金同等物の期首残高	500,356	160,867
現金及び現金同等物の期末残高	160,867	368,664

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自平成19年7月1日 至平成20年6月30日)	当連結会計年度 (自平成20年7月1日 至平成21年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>すべての子会社を連結しております。 連結子会社の数 3社 連結子会社の名称 Realcom Technology, Inc. オージェテクノロジー株式会社 Rrealcom U.S., Inc. オージェテクノロジー株式会社及び Realcom U.S., Inc.は当連結会計年度に 新規設立した子会社であり、当連結会計年 度より連結範囲に含めております。</p>	<p>すべての子会社を連結しております。 連結子会社の数 3社 連結子会社の名称 オージェテクノロジー株式会社 Rrealcom U.S., Inc. Realcom Technology India Private Limited 当連結会計年度より、Realcom Technology India Private Limitedを新 たに設立したため、連結の範囲に含めてお ります。また、Realcom Technology, Inc. は、平成21年1月1日付で当社子会社 Realcom U.S., Inc.を存続会社とする吸 収合併を行い、同社は消滅しております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>非連結子会社及び関連会社がないため、 該当事項はありません。</p>	<p>同左</p>
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>すべての連結子会社の決算日は12月31日 であるため、連結財務諸表の作成に当たっ ては、連結決算日現在で実施した仮決算に 基づく財務諸表を使用しております。</p>	<p>オージェテクノロジー株式会社及び Realcom U.S., Inc.の決算日は12月31日、 またRealcom Technology India Private Limitedの決算日は3月31日であるため、 連結財務諸表の作成に当たっては、連結決 算日現在で実施した仮決算に基づく財務 諸表を使用しております。</p>
4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準 及び評価方法	<p>(イ) 有価証券 其他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用して おります。 (ロ) たな卸資産 商品、仕掛品 個別法による原価法を採用してあり ます。 貯蔵品 最終仕入原価法を採用しております。</p>	<p>(イ) 有価証券 同左 (ロ) たな卸資産 商品、仕掛品 個別法による原価法(収益性の低下 による簿価切下げの方法)を採用し ております。 貯蔵品 同左 (会計方針の変更) 当連結会計年度より、「棚卸資産の評価 に関する会計基準」(企業会計基準委員 会平成18年7月5日企業会計基準第9 号)を適用しております。これによる損益 に与える影響は軽微であります。 なお、セグメント情報に与える影響は当 該箇所に記載しております。</p>

項目	前連結会計年度 (自平成19年7月1日 至平成20年6月30日)	当連結会計年度 (自平成20年7月1日 至平成21年6月30日)
(2) 重要な減価償却資産 の減価償却の方法	<p>(イ) 有形固定資産 当社及び国内連結子会社は定率法、在外子会社は定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 10年～15年 器具及び備品 4年～15年 (追加情報) 平成19年度法人税法改正に伴い、当社の平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり、均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 なお、この変更による影響は軽微であります。</p> <p>(ロ) 無形固定資産 定額法を採用しております。 市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売可能期間(3年)における見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間の残存有効期間に基づく均等配分額のいずれか大きい額により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p>	<p>(イ) 有形固定資産(リース資産を除く) 当社及び国内連結子会社は定率法、在外子会社は定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 10年～15年 器具及び備品 4年～15年</p> <p>(ロ) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売可能期間(3年)における見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間の残存有効期間に基づく均等配分額のいずれか大きい額により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p> <p>(ハ) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。</p>
(3) 重要な引当金の計上 基準	<p>(イ) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>(イ) 貸倒引当金 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自平成19年7月1日 至平成20年6月30日)	当連結会計年度 (自平成20年7月1日 至平成21年6月30日)
(4) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>なお、在外子会社の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて表示しております。</p>	同左
(5) 重要なリース取引の処理方法 (6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(イ) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>(イ) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p> <p>ただし、資産に係る控除対象外消費税等は、発生した連結会計年度の期間費用としております。</p>
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項	のれんは、10年間で均等償却しております。	同左
7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、所有権移転外のファイナンス・リース取引については、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る会計処理に変更しております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。これによる損益に与える影響はありません。なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。</p> <p>また、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。</p>
	<p>(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)</p> <p>当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。これによる損益に与える影響はありません。なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。</p>

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成19年7月1日 至 平成20年6月30日)	当事業年度 (自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日)
<p>前連結会計年度末まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未払金」は、当連結会計年度末において負債及び純資産の合計額の100分の5を超えたため区分掲記いたしました。</p> <p>なお、前連結会計年度末の「未払金」は29,604千円であります。</p>	<p>(連結貸借対照表)</p> <p>「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令(平成20年8月7日内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されたものは、当連結会計年度から「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。</p> <p>なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「仕掛品」は409千円、「原材料及び貯蔵品」は158千円であります。</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成20年6月30日)	当連結会計年度 (平成21年6月30日)												
<p>1. 担保資産担保付債務</p> <p>担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>定期預金 400,127千円</p> <p>担保付債務は次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr> <td>一年内返済予定の</td> <td>55,000千円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td>445,000千円</td> </tr> </table>	一年内返済予定の	55,000千円	長期借入金		長期借入金	445,000千円							
一年内返済予定の	55,000千円												
長期借入金													
長期借入金	445,000千円												
<p>2. 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr> <td>当座貸越極度額の総額</td> <td>330,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>10,000千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>320,000千円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額の総額	330,000千円	借入実行残高	10,000千円	差引額	320,000千円	<p>2. 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr> <td>当座貸越極度額の総額</td> <td>150,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>80,000千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>70,000千円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額の総額	150,000千円	借入実行残高	80,000千円	差引額	70,000千円
当座貸越極度額の総額	330,000千円												
借入実行残高	10,000千円												
差引額	320,000千円												
当座貸越極度額の総額	150,000千円												
借入実行残高	80,000千円												
差引額	70,000千円												

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自平成19年7月1日 至平成20年6月30日)	当連結会計年度 (自平成20年7月1日 至平成21年6月30日)																
1. 一般管理費に含まれる研究開発費は137,791千円であります。	1. 一般管理費に含まれる研究開発費は69,730千円であります。																
2.	2. 固定資産売却益は、工具、器具及び備品176千円であります。																
3. 固定資産除却損は、販売用ソフトウェア47,094千円であります。	3.																
4.	4. 固定資産売却損は、工具、器具及び備品34千円であります。																
<p>5. 減損損失</p> <p>当連結会計年度において、当社グループは以下のとおり減損損失を計上しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本社</td> <td>事業用資産</td> <td>ソフトウェア</td> <td>216,777千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>減損損失の認識にいたった経緯</p> <p>当連結会計年度における売上実績及び当社グループを取り巻く厳しい販売環境を鑑み、販売開始時の総見込販売収益を見直した結果、総見込販売収益の著しい減少が見込まれたため、当事業用ソフトウェアの経済価値の減少部分を減損損失216,777千円として特別損失に計上しました。</p> <p>資産のグルーピングの方法</p> <p>当社グループは原則として個別資産毎にグルーピングを行っております。</p> <p>回収可能額の算定方法</p> <p>当事業用ソフトウェアの回収可能価格は正味売却価額により測定しております。</p> <p>正味売却価額は総見込販売収益によっております。</p>	場所	用途	種類	その他	本社	事業用資産	ソフトウェア	216,777千円	<p>5. 減損損失</p> <p>当連結会計年度において、当社グループは以下のとおり減損損失を計上しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本社</td> <td>事業用資産</td> <td>ソフトウェア</td> <td>12,921千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>減損損失の認識にいたった経緯</p> <p>当連結会計年度における売上実績及び当社グループを取り巻く厳しい販売環境を鑑み、販売開始時の総見込販売収益を見直した結果、総見込販売収益の著しい減少が見込まれたため、当事業用ソフトウェアの経済価値の減少部分を減損損失12,921千円として特別損失に計上しました。</p> <p>資産のグルーピングの方法</p> <p>当社グループは原則として個別資産毎にグルーピングを行っております。</p> <p>回収可能額の算定方法</p> <p>当事業用ソフトウェアの回収可能価格は正味売却価額により測定しております。</p> <p>正味売却価額は総見込販売収益によっております。</p>	場所	用途	種類	その他	本社	事業用資産	ソフトウェア	12,921千円
場所	用途	種類	その他														
本社	事業用資産	ソフトウェア	216,777千円														
場所	用途	種類	その他														
本社	事業用資産	ソフトウェア	12,921千円														

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成19年7月1日至平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

発行済株式	前連結会計年度末株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	13,442	2,730	-	16,172
計	13,442	2,730	-	16,172

(注) 発行済株式の総数の増加の内訳は、次のとおりであります。

平成19年9月18日付で公募により新株発行したことによる増加 1,500株
 新株引受権の行使による増加 1,020株
 新株予約権の行使による増加 210株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	平成13年12月新株引受権	普通株式	888	-	888	-	-

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成20年7月1日至平成21年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

発行済株式	前連結会計年度末株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	16,172	-	-	16,172
計	16,172	-	-	16,172

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	-	-	-	-	2,201

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年7月1日 至 平成20年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日)
現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
(平成20年6月30日現在)	(平成21年6月30日現在)
現金及び預金勘定	現金及び預金勘定
597,080千円	390,584千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	預入期間が3ヶ月を超える定期預金
436,213千円	21,920千円
現金及び現金同等物	現金及び現金同等物
160,867千円	368,664千円

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自平成19年7月1日 至平成20年6月30日)				当連結会計年度 (自平成20年7月1日 至平成21年6月30日)			
1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				1.ファイナンス・リース取引 所有者移転外ファイナンス・リース取引 貸借対照表に計上したリース資産はありません。 なお、リース開始日が、平成20年6月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。 (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
器具及び備品	27,258	4,543	22,715	器具及び備品	27,258	9,994	17,263
合計	27,258	4,543	22,715	合計	27,258	9,994	17,263
(2)未経過リース料期末残高相当額 1年内 5,254千円 1年超 17,757千円 合計 23,011千円				(2)未経過リース料期末残高相当額 1年内 5,419千円 1年超 12,337千円 合計 17,757千円			
(3)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 4,913千円 減価償却費相当額 4,501千円 支払利息相当額 665千円				(3)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 5,895千円 減価償却費相当額 5,429千円 支払利息相当額 641千円			
(4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。				(4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。			
(5)利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				(5)利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。			
2.オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 2,202千円 1年超 -千円 合計 2,202千円 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。				2.オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 2,928千円 1年超 5,765千円 合計 8,694千円 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。			

(有価証券関係)

前連結会計年度 (平成20年6月30日)	当連結会計年度 (平成21年6月30日)
<p>時価評価されていない主な有価証券の内容</p> <p>その他有価証券 非上場株式 1,478千円</p> <p>当連結会計年度において、その他有価証券で時価のない投資有価証券(株式)について、1,031千円の評価減処理を行っております。</p> <p>なお、減損処理にあたっては、期末における時価ないし実質価額が50%以上下落した場合には、すべて減損処理を行っております。</p>	<p>時価評価されていない主な有価証券の内容</p> <p>その他有価証券 非上場株式 -千円</p> <p>当連結会計年度において、その他有価証券で時価のない投資有価証券(株式)について、1,478千円の評価減処理を行っております。</p> <p>なお、減損処理にあたっては、期末における時価ないし実質価額が50%以上下落した場合には、すべて減損処理を行っております。</p>

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度 (自平成19年7月1日 至平成20年6月30日)	当連結会計年度 (自平成20年7月1日 至平成21年6月30日)
<p>当社グループではデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。</p>	<p>同左</p>

(退職給付関係)

前連結会計年度 (自平成19年7月1日 至平成20年6月30日)	当連結会計年度 (自平成20年7月1日 至平成21年6月30日)
<p>当社グループでは、退職金制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。</p>	<p>同左</p>

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成19年7月1日至平成20年6月30日)

ストックオプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプションの内容

	平成13年ストックオプション	平成14年ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名及び従業員15名	当社取締役1名、監査役1名及び従業員23名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)	普通株式 472株	普通株式 424株
付与日	平成13年8月21日	平成14年9月27日
権利確定条件	権利者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。	権利者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成15年8月7日 至平成23年8月6日	自平成16年9月28日 至平成24年9月27日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成17年9月26日付をもって、株式1株を株式4株に分割しております。

	平成14年ストックオプション	平成15年ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名及び従業員9名	当社取締役2名、監査役1名、従業員16名及び社外協力者1名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)	普通株式 96株	普通株式 208株
付与日	平成15年5月20日	平成15年9月26日
権利確定条件	権利者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。	権利者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成16年9月28日 至平成24年9月27日	自平成17年9月27日 至平成25年9月26日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成17年9月26日付をもって、株式1株を株式4株に分割しております。

	平成16年ストックオプション	平成17年ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社監査役 1名及び従業員34名	当社取締役 3名、監査役 1名、従業員36名及び社外協力者 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)	普通株式 232株	普通株式 483株
付与日	平成16年10月28日	平成17年12月22日
権利確定条件	権利者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。	権利者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成18年 9月25日 至 平成26年 9月24日	自 平成19年 9月23日 至 平成27年 9月22日

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。
2. 平成17年 9月26日付をもって、株式 1株を株式 4株に分割しております。

	平成18年ストックオプション	平成18年ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名及び社外協力者 1名	当社取締役 2名、従業員19名及び社外協力者 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)	普通株式 400株	普通株式 192株
付与日	平成18年 2月 1日	平成18年 6月30日
権利確定条件	権利者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。	権利者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成18年 2月 1日 至 平成28年 1月31日	自 平成20年 7月 1日 至 平成28年 6月30日

- (注) 株式数に換算して記載しております。

	平成18年ストックオプション	平成18年ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名	社外協力者 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)	普通株式 2株	普通株式 30株
付与日	平成18年 8月14日	平成18年 9月13日
権利確定条件	権利者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。	権利者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成20年 7月 1日 至 平成28年 6月30日	自 平成20年 7月 1日 至 平成28年 6月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成19年ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員15名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)	普通株式 18株
付与日	平成19年 6月19日
権利確定条件	権利者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成21年 6月20日 至 平成29年 6月19日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストックオプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストックオプションの数

	平成13年ストックオプション	平成14年ストックオプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	268	200
権利確定	-	-
権利行使	132	20
失効	-	16
未行使残	136	164

(注) 平成17年9月26日付をもって、株式1株を株式4株に分割しております。前事業年度末の株数は、前事業年度末に株式分割があったものとみなした株数を記載しております。

	平成14年ストックオプション	平成15年ストックオプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	80	188
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	8
未行使残	80	180

(注) 平成17年9月26日付をもって、株式1株を株式4株に分割しております。前事業年度末の株数は、前事業年度末に株式分割があったものとみなした株数を記載しております。

	平成16年ストックオプション	平成17年ストックオプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	448
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	448
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	168	-
権利確定	-	448
権利行使	-	-
失効	20	144
未行使残	148	304

(注) 平成17年9月26日付をもって、株式1株を株式4株に分割しております。前事業年度末の株数は、前事業年度末に株式分割があったものとみなした株数を記載しております。

	平成18年ストックオプション	平成18年ストックオプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	192
付与	-	-
失効	-	8
権利確定	-	184
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	400	-
権利確定	-	184
権利行使	190	-
失効	170	-
未行使残	40	184

	平成18年ストックオプション	平成18年ストックオプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	30
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	30
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	-	30
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	30

		平成19年ストックオプション
権利確定前	(株)	
前事業年度末		18
付与		-
失効		1
権利確定		-
未確定残		17
権利確定後	(株)	
前事業年度末		-
権利確定		-
権利行使		-
失効		-
未行使残		-

単価情報

	平成13年ストックオプション	平成14年ストックオプション
権利行使価格(円)	75,000	78,750
行使時平均株価(円)	155,857	155,857
公正な評価単価(付与日)	-	-

(注)平成17年9月26日付をもって、株式1株を株式4株に分割しております。権利行使価格は、株式分割により調整された価格であります。

	平成14年ストックオプション	平成15年ストックオプション
権利行使価格(円)	78,750	78,750
行使時平均株価(円)	-	-
公正な評価単価(付与日)	-	-

(注)平成17年9月26日付をもって、株式1株を株式4株に分割しております。権利行使価格は、株式分割により調整された価格であります。

	平成16年ストックオプション	平成17年ストックオプション
権利行使価格(円)	112,500	112,500
行使時平均株価(円)	-	-
公正な評価単価(付与日)	-	-

(注)平成17年9月26日付をもって、株式1株を株式4株に分割しております。権利行使価格は、株式分割により調整された価格であります。

	平成18年ストックオプション	平成18年ストックオプション
権利行使価格(円)	150,000	150,000
行使時平均株価(円)	-	-
公正な評価単価(付与日)	-	-

	平成18年ストックオプション	平成18年ストックオプション
権利行使価格（円）	150,000	150,000
行使時平均株価（円）	-	-
公正な評価単価（付与日）	-	-

	平成19年ストックオプション
権利行使価格（円）	350,000
行使時平均株価（円）	-
公正な評価単価（付与日）	-

当連結会計年度（自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日）

1. ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 2,201千円

2. ストックオプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプションの内容

	平成13年ストックオプション	平成14年ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名及び従業員15名	当社取締役1名、監査役1名及び従業員23名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式 472株	普通株式 424株
付与日	平成13年8月21日	平成14年9月27日
権利確定条件	権利者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。	権利者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成15年8月7日 至 平成23年8月6日	自 平成16年9月28日 至 平成24年9月27日

（注）1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成17年9月26日付をもって、株式1株を株式4株に分割しております。

	平成14年ストックオプション	平成15年ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名及び従業員9名	当社取締役2名、監査役1名、従業員16名及び社外協力者1名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式 96株	普通株式 208株
付与日	平成15年5月20日	平成15年9月26日
権利確定条件	権利者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。	権利者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成16年9月28日 至 平成24年9月27日	自 平成17年9月27日 至 平成25年9月26日

（注）1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成17年9月26日付をもって、株式1株を株式4株に分割しております。

	平成16年ストックオプション	平成17年ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社監査役 1名及び従業員34名	当社取締役 3名、監査役 1名、従業員36名及び社外協力者 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)	普通株式 232株	普通株式 483株
付与日	平成16年10月28日	平成17年12月22日
権利確定条件	権利者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。	権利者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成18年 9月25日 至 平成26年 9月24日	自 平成19年 9月23日 至 平成27年 9月22日

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。
2. 平成17年 9月26日付をもって、株式 1株を株式 4株に分割しております。

	平成18年ストックオプション	平成18年ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名及び社外協力者 1名	当社取締役 2名、従業員19名及び社外協力者 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)	普通株式 400株	普通株式 192株
付与日	平成18年 2月 1日	平成18年 6月30日
権利確定条件	権利者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。	権利者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成18年 2月 1日 至 平成28年 1月31日	自 平成20年 7月 1日 至 平成28年 6月30日

- (注) 株式数に換算して記載しております。

	平成18年ストックオプション	平成18年ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名	社外協力者 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)	普通株式 2株	普通株式 30株
付与日	平成18年 8月14日	平成18年 9月13日
権利確定条件	権利者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。	権利者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成20年 7月 1日 至 平成28年 6月30日	自 平成20年 7月 1日 至 平成28年 6月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成19年ストックオプション	平成20年ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員15名	当社従業員 7名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)	普通株式 18株	普通株式 150株
付与日	平成19年 6月19日	平成21年 3月25日
権利確定条件	権利者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社若しくは関係会社の従業員、取締役、監査役、コンサルタント又はアドバイザーであることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。	権利者は、新株予約権の行使時において当社の子会社の従業員であることを要します。ただし、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成21年 6月20日 至 平成29年 6月19日	自 平成21年 4月 4日 至 平成24年 4月 3日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストックオプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストックオプションの数

	平成13年ストックオプション	平成14年ストックオプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	136	164
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	136	164

(注) 平成17年9月26日付をもって、株式1株を株式4株に分割しております。前事業年度末の株数は、前事業年度末に株式分割があったものとみなした株数を記載しております。

	平成14年ストックオプション	平成15年ストックオプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	80	180
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	8	4
未行使残	72	176

(注) 平成17年9月26日付をもって、株式1株を株式4株に分割しております。前事業年度末の株数は、前事業年度末に株式分割があったものとみなした株数を記載しております。

	平成16年ストックオプション	平成17年ストックオプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	148	304
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	8	24
未行使残	140	280

(注) 平成17年9月26日付をもって、株式1株を株式4株に分割しております。前事業年度末の株数は、前事業年度末に株式分割があったものとみなした株数を記載しております。

	平成18年ストックオプション	平成18年ストックオプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	40	184
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	27
未行使残	40	157

	平成18年ストックオプション	平成18年ストックオプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	30
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	30

	平成19年ストックオプション	平成20年ストックオプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	17	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	17	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	17	150
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	17	150

単価情報

	平成13年ストックオプション	平成14年ストックオプション
権利行使価格(円)	75,000	78,750
行使時平均株価(円)	-	-
公正な評価単価(付与日)	-	-

(注)平成17年9月26日付をもって、株式1株を株式4株に分割しております。権利行使価格は、株式分割により調整された価格であります。

	平成14年ストックオプション	平成15年ストックオプション
権利行使価格(円)	78,750	78,750
行使時平均株価(円)	-	-
公正な評価単価(付与日)	-	-

(注)平成17年9月26日付をもって、株式1株を株式4株に分割しております。権利行使価格は、株式分割により調整された価格であります。

	平成16年ストックオプション	平成17年ストックオプション
権利行使価格(円)	112,500	112,500
行使時平均株価(円)	-	-
公正な評価単価(付与日)	-	-

(注)平成17年9月26日付をもって、株式1株を株式4株に分割しております。権利行使価格は、株式分割により調整された価格であります。

	平成18年ストックオプション	平成18年ストックオプション
権利行使価格(円)	150,000	150,000
行使時平均株価(円)	-	-
公正な評価単価(付与日)	-	-

	平成18年ストックオプション	平成18年ストックオプション
権利行使価格(円)	150,000	150,000
行使時平均株価(円)	-	-
公正な評価単価(付与日)	-	-

	平成19年ストックオプション	平成20年ストックオプション
権利行使価格(円)	350,000	58,000
行使時平均株価(円)	-	-
公正な評価単価(付与日)	-	14,675

3.ストックオプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成20年ストックオプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
主な基礎数値及び見積方法

	平成20年ストックオプション
株価変動性(注)1	130.65%
予想残存期間(注)2	1.5年
予想配当(注)3	
無リスク利子率(注)4	0.332%

(注)1.平成19年9月17日から平成21年2月27日までの株価実績に基づき算定しております。

2.十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3.配当実績がないため、実績により0円としました。

4.予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4.ストックオプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自平成19年7月1日至平成20年6月30日)

当社の連結子会社であるRealcom U.S., Inc.は平成20年4月4日をもってAskMe Corporation(以下、「AskMe社」という。)のナレッジマネジメント事業を以下のとおり譲り受けました。

1. 取得した事業の内容及び相手先企業の名称

取得した事業の内容	ナレッジマネジメントソフトウェアの開発、販売、システムインテグレーション、運用保守、ビジネスコンサルティング
相手企業の名称	AskMe Corporation

2. 事業の取得日及び連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

事業の取得日	平成20年4月4日
連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間	平成20年4月4日～平成20年6月30日

3. 事業取得の概要

日本のみならず世界の大多数の大企業が、ナレッジマネジメントを経営上の重要課題と認識しており、市場拡大とともに業界での競争が激化しつつあり、技術的優位性の強化、製品及びサービスの品質向上に加え、グローバルな事業展開が求められております。

この様な状況下、当社と極めて類似したAskMe社のナレッジマネジメント事業を取得することにより、技術開発の効率化、製品機能の充実、マーケティングノウハウの共有、グローバルな事業展開等々のシナジー効果が見込まれ、企業価値の向上が期待できると考えております。

4. 企業結合の法的形式

事業譲受

5. 取得した事業の取得原価

総額 US 7百万ドル

内訳

事業譲渡契約書における条件充足時	US 4百万ドル
取得資産、負債(のれん除く)確定時	US 25万ドル
インド子会社設立時	US 75万ドル
予め合意された業績等の達成時(平成21年/平成22年)	US 2百万ドル

なお、取得原価のうち、上記及びについては、支払い済みです。インド子会社設立は平成20年10月末までに設立完了する予定です。

6. 発生したのれんの金額、発生理由及び償却期間

(1) 発生したのれん(のれん)の金額 532,100千円

(2) 発生理由

今後の事業展開によって期待される将来の収益力から発生したものです。

(3) 償却の方法及び償却期間

10年間の均等償却

7. 事業譲受日に受け入れた資産及び負債

流動資産	50,636千円
有形固定資産	6,012千円
投資その他の資産	2,063千円
流動負債	35,751千円

8. 企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

売上高	281,054千円
経常利益	50,288千円

当連結会計年度の損益計算書に及ぼす影響の概算額について、その算出が困難であるため、AskMe社同事業における平成19年12月期の数値にのれん償却額を加味した数値を採用しております。

なお、当該注記については、監査証明を受けておりません。

当連結会計年度（自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日）

前事業年度においてRealcom U.S., IncがAskMe Corporationよりナレッジマネジメント事業の譲渡を受けております。事業譲受にあたっては、事業譲受後2年間の事業計画の達成度合いに応じた条件付取得対価の支払を予定しております。当事業年度において、事業譲受後初年度の条件付取得対価の交付が確実となったことから支払対価を取得原価として追加認識するとともに、同額ののれんを追加で認識しております。なお、取得した事業の取得原価及び発生したのれんの金額はUS550千ドル（54,197千円）であります。

また、前事業年度において、未払いとしていた事業の取得原価の一部US750千ドルについては、インド子会社の設立及びインドにおける事業の譲受完了に伴い、支払いを実行しております。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成20年6月30日)	当連結会計年度 (平成21年6月30日)																																																		
<p>1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">減価償却超過額</td> <td style="text-align: right;">126,965千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">512</td> </tr> <tr> <td>未払賞与</td> <td style="text-align: right;">1,440</td> </tr> <tr> <td>貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">816</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td> <td style="text-align: right;">4,281</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">296,616</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">3,213</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">433,844千円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">430,865</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">2,979千円</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産 - 繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td>固定資産 - 繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">2,979千円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>当連結会計年度は税金等調整前当期純損失のため、記載を省略しております。</p>	減価償却超過額	126,965千円	未払事業税	512	未払賞与	1,440	貯蔵品	816	投資有価証券評価損	4,281	繰越欠損金	296,616	その他	3,213	繰延税金資産小計	433,844千円	評価性引当額	430,865	繰延税金資産合計	2,979千円	流動資産 - 繰延税金資産	- 千円	固定資産 - 繰延税金資産	2,979千円	<p>1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">減価償却超過額</td> <td style="text-align: right;">62,538千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">658</td> </tr> <tr> <td>未払賞与</td> <td style="text-align: right;">458</td> </tr> <tr> <td>貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">734</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td> <td style="text-align: right;">4,882</td> </tr> <tr> <td>のれん償却超過額</td> <td style="text-align: right;">9,302</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">399,145</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">6,180</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">483,902千円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">483,795</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">107千円</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産 - 繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td>固定資産 - 繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">107千円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>当連結会計年度は税金等調整前当期純損失のため、記載を省略しております。</p>	減価償却超過額	62,538千円	未払事業税	658	未払賞与	458	貯蔵品	734	投資有価証券評価損	4,882	のれん償却超過額	9,302	繰越欠損金	399,145	その他	6,180	繰延税金資産小計	483,902千円	評価性引当額	483,795	繰延税金資産合計	107千円	流動資産 - 繰延税金資産	- 千円	固定資産 - 繰延税金資産	107千円
減価償却超過額	126,965千円																																																		
未払事業税	512																																																		
未払賞与	1,440																																																		
貯蔵品	816																																																		
投資有価証券評価損	4,281																																																		
繰越欠損金	296,616																																																		
その他	3,213																																																		
繰延税金資産小計	433,844千円																																																		
評価性引当額	430,865																																																		
繰延税金資産合計	2,979千円																																																		
流動資産 - 繰延税金資産	- 千円																																																		
固定資産 - 繰延税金資産	2,979千円																																																		
減価償却超過額	62,538千円																																																		
未払事業税	658																																																		
未払賞与	458																																																		
貯蔵品	734																																																		
投資有価証券評価損	4,882																																																		
のれん償却超過額	9,302																																																		
繰越欠損金	399,145																																																		
その他	6,180																																																		
繰延税金資産小計	483,902千円																																																		
評価性引当額	483,795																																																		
繰延税金資産合計	107千円																																																		
流動資産 - 繰延税金資産	- 千円																																																		
固定資産 - 繰延税金資産	107千円																																																		

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成19年7月1日至平成20年6月30日)

当連結グループは、ソフトウェアの開発、関連サービス並びにこれらに付帯する事業を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成20年7月1日至平成21年6月30日)

当連結グループは、ソフトウェアの開発、関連サービス並びにこれらに付帯する事業を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成19年7月1日至平成20年6月30日)

	日本 (千円)	北米 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	589,383	30,788	620,171		620,171
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高		36,253	36,253	36,253	
計	589,383	67,041	656,424	36,253	620,171
営業費用	1,226,559	88,002	1,314,561	31,330	1,283,230
営業損失	637,175	20,961	658,137	4,922	663,059
資産	802,648	702,420	1,505,068	126,846	1,378,222

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

北米.....米国

3. 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は、469,780千円であり、その主なものは、親会社での余資運用資金(定期預金)及び投資有価証券であります。

4. 当連結会計年度にRealcom U.S., Inc.を連結したことに伴い、所在地別セグメントに北米を新設しております。なお、Realcom U.S., Inc.及びその連結子会社の売上高、営業費用は平成20年4月より集計しております。

当連結会計年度（自平成20年7月1日至平成21年6月30日）

	日本 (千円)	北米 (千円)	その他の 地域 (千円)	計 (千円)	消去又は全 社 (千円)	連結 (千円)
売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	682,579	156,740	-	839,320	-	839,320
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	12,744	41,083	53,828	53,828	-
計	682,579	169,484	41,083	893,148	53,828	839,320
営業費用	728,273	246,688	37,497	1,012,459	54,654	957,805
営業利益又は営業損失()	45,693	77,203	3,585	119,311	826	118,485
資産	626,305	539,268	14,979	1,180,553	110,836	1,069,717

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

北米.....米国

3. 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は、597,422千円であり、その主なものは、親会社での子会社株式及び関係会社貸付金であります。

4. 当連結会計年度にRealcom Technology India Private Limitedを連結したことに伴い、所在地別セグメントにその他の地域を新設しております。なお、Realcom Technology India Private Limitedの売上高、営業費用は平成20年10月より集計しております。

5. 会計方針の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4(1)に記載のとおり、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。なお、これによるセグメント情報に与える影響は軽微であります。

(リース取引に関する会計基準)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」(リース取引に関する会計基準)に記載のとおり、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正)を適用しております。なお、これによるセグメント情報に与える影響はありません。

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)に記載のとおり、当連結会計年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。なお、これによるセグメント情報に与える影響はありません。

【海外売上高】

前連結会計年度（自 平成19年7月1日 至 平成20年6月30日）

海外売上高は、いずれも連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日）

	北米	計
海外売上高（千円）	156,740	156,740
連結売上高（千円）		839,320
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	18.7	18.7

（注）1．国又は地域は、地理的接近度により区分しております。

2．各区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

（1）北米……米国

3．会計方針の変更

（棚卸資産の評価に関する会計基準）

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4（1）に記載のとおり、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用しております。なお、これによるセグメント情報に与える影響は軽微であります。

（リース取引に関する会計基準）

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」（リース取引に関する会計基準）に記載のとおり、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用しております。なお、これによるセグメント情報に与える影響はありません。

（連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い）

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」（連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い）に記載のとおり、当連結会計年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用しております。なお、これによるセグメント情報に与える影響はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成19年7月1日 至 平成20年6月30日）

（1）親会社及び法人主要株主等

前事業年度末に主要株主であった株式会社CSKホールディングスは平成19年9月18日で主要株主ではなくなりました。当事業年度開始日から平成19年度9月18日までの期間において同社との取引はありません。
また、前事業年度末における売掛金残高（4,431千円）は当事業年度中に全額回収しております。

当連結会計年度（自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

（1株当たり情報）

前連結会計年度 （自 平成19年7月1日 至 平成20年6月30日）	当連結会計年度 （自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日）
1株当たり純資産額 31,451円35銭	1株当たり純資産額 19,368円93銭
1株当たり当期純損失金額 61,984円97銭	1株当たり当期純損失金額 9,341円08銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （自 平成19年7月1日 至 平成20年6月30日）	当連結会計年度 （自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日）
当期純利益（千円）	968,825	151,063
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	968,825	151,063
期中平均株式数（株）	15,630	16,172
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株引受権1種（新株引受権の数34個 普通株式136株） 新株予約権10種（新株予約権の数718個 普通株式1,147株）	新株引受権1種（新株引受権の数34個 普通株式136株） 新株予約権11種（新株予約権の数812個 普通株式1,226株）

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成19年7月1日 至 平成20年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日)																								
<p>1. 子会社従業員に対するストックオプションとしての新株予約権の発行</p> <p>平成20年9月26日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下のとおり当社子会社の従業員に対してストックオプションとしての新株予約権を発行することを決議いたしました。</p> <p>(1) 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由 株主価値を意識した経営の推進を図るとともに、当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めることを目的とする。</p> <p>(2) 新株予約権割当の割当を受ける者 当社子会社Realcom U.S., Inc.及びRealcom Technology India Private Limitedの従業員。</p> <p>(3) 新株予約権の内容 新株予約権の内容は次のとおりであります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">事業年度末現在 (平成20年6月30日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新株予約権の数(個)</td> <td style="text-align: center;">160</td> </tr> <tr> <td>新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td style="text-align: center;">普通株式</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数(株)</td> <td style="text-align: center;">160 (注)2</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額(円)</td> <td style="text-align: center;">未定 (注)3</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td> <td style="text-align: center;">自平成21年4月4日 至平成24年4月3日</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)</td> <td style="text-align: center;">(注)3</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使の条件</td> <td style="text-align: center;">(注)1</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の譲渡に関する事項</td> <td style="text-align: center;">(注)4</td> </tr> <tr> <td>代用払込みに関する事項</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table>		区分	事業年度末現在 (平成20年6月30日)	新株予約権の数(個)	160	新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	新株予約権の目的となる株式の数(株)	160 (注)2	新株予約権の行使時の払込金額(円)	未定 (注)3	新株予約権の行使期間	自平成21年4月4日 至平成24年4月3日	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3	新株予約権の行使の条件	(注)1	新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	代用払込みに関する事項	-	組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-
区分	事業年度末現在 (平成20年6月30日)																								
新株予約権の数(個)	160																								
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-																								
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式																								
新株予約権の目的となる株式の数(株)	160 (注)2																								
新株予約権の行使時の払込金額(円)	未定 (注)3																								
新株予約権の行使期間	自平成21年4月4日 至平成24年4月3日																								
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3																								
新株予約権の行使の条件	(注)1																								
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4																								
代用払込みに関する事項	-																								
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-																								

前連結会計年度 (自 平成19年7月1日 至 平成20年6月30日)	当連結会計年度 (自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日)
<p>注) 1. 新株予約権の行使の条件</p> <p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使においても、当社子会社の従業員でなければならない。ただし、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権の質入は認めないこととする。</p> <p>その他の条件については、本総会及び取締役会決議に基づき、新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p> <p>2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数</p> <p>当社普通株式160株(新株予約権1個当たりの目的である株式数は1株)を上限とする。</p> <p>なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(調整後株式数) =</p> <p style="padding-left: 2em;">(調整前株式数) × 株式分割・株式併合の比率</p> <p>また、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式数を調整する。</p> <p>3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記に記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>4. 新株予約権の譲渡制限</p> <p>新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。</p> <p>(4) 新株予約権の払込金額</p> <p>新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。</p>	

<p>前連結会計年度 (自 平成19年7月1日 至 平成20年6月30日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日)</p>
<p>(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払い込みをすべき1株当たりの払込価額(以下、「行使価額」という。)に、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。 行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における株式会社東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。 ただし、その価額が割当日の終値(当該日に取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合には、当該終値を行使価額とする。 なお、新株予約権の割当後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合は、株式の分割については株式の分割に係る基準日の翌日以降、株式の併合については株式の併合の効力発生の時をもって、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。 調整後 行使価額 = $\frac{\text{調整前 行使価額} \times 1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$ また、新株予約権の割当後、当社が時価を下回る価格で株式の発行(ただし、時価発行として行う公募増資、新株予約権及び新株予約権付社債の権利発行に伴う株式の発行を除く。)を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。 調整後 行使価格 = $\frac{\text{調整前 行使価格} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$ (6) ストックオプション報酬の額の算定方法 当連結会計年度にかかるストックオプション報酬の額は、割当日において算定される本新株予約権1個当たりの公正価値を基礎に、「ストックオプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号)に従い公正に評価された額とする。 2. 取締役、監査役、執行役員及び従業員に対するストックオプションとしての新株予約権の発行 平成20年9月26日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下のとおり当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員に対してストックオプションとしての新株予約権を発行することを決議いたしました。 (1) 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由 株主価値を意識した経営の推進を図るとともに、当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めることを目的とする。</p>	

前連結会計年度 (自平成19年7月1日 至平成20年6月30日)	当連結会計年度 (自平成20年7月1日 至平成21年6月30日)																								
<p>(2) 新株予約権割当の割当を受ける者 当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員</p> <p>(3) 新株予約権の内容 新株予約権の内容は次のとおりであります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">事業年度末現在 (平成20年6月30日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新株予約権の数(個)</td> <td style="text-align: center;">500</td> </tr> <tr> <td>新株予約権のうち 自己新株予約権の数(個)</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる 株式の種類</td> <td style="text-align: center;">普通株式</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる 株式の数(株)</td> <td style="text-align: center;">500 (注)2</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の 払込金額(円)</td> <td style="text-align: center;">未定 (注)3</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td> <td style="text-align: center;">自平成22年9月27日 至平成27年9月26日</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式 を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)</td> <td style="text-align: center;">(注)3</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使の条件</td> <td style="text-align: center;">(注)1</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の譲渡に関する事 項</td> <td style="text-align: center;">(注)4</td> </tr> <tr> <td>代用払込みに関する事項</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>組織再編成行為に伴う新株予 約権の交付に関する事項</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 新株予約権の行使の条件 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使においても、当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員でなければならない。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 新株予約権者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとする。 新株予約権の質入は認めないこととする。 その他の条件については、本總會及び取締役会決議に基づき、新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>		区分	事業年度末現在 (平成20年6月30日)	新株予約権の数(個)	500	新株予約権のうち 自己新株予約権の数(個)	-	新株予約権の目的となる 株式の種類	普通株式	新株予約権の目的となる 株式の数(株)	500 (注)2	新株予約権の行使時の 払込金額(円)	未定 (注)3	新株予約権の行使期間	自平成22年9月27日 至平成27年9月26日	新株予約権の行使により株式 を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	(注)3	新株予約権の行使の条件	(注)1	新株予約権の譲渡に関する事 項	(注)4	代用払込みに関する事項	-	組織再編成行為に伴う新株予 約権の交付に関する事項	-
区分	事業年度末現在 (平成20年6月30日)																								
新株予約権の数(個)	500																								
新株予約権のうち 自己新株予約権の数(個)	-																								
新株予約権の目的となる 株式の種類	普通株式																								
新株予約権の目的となる 株式の数(株)	500 (注)2																								
新株予約権の行使時の 払込金額(円)	未定 (注)3																								
新株予約権の行使期間	自平成22年9月27日 至平成27年9月26日																								
新株予約権の行使により株式 を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	(注)3																								
新株予約権の行使の条件	(注)1																								
新株予約権の譲渡に関する事 項	(注)4																								
代用払込みに関する事項	-																								
組織再編成行為に伴う新株予 約権の交付に関する事項	-																								

<p>前連結会計年度 (自平成19年7月1日 至平成20年6月30日)</p>	<p>当連結会計年度 (自平成20年7月1日 至平成21年6月30日)</p>
<p>2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数 当社普通株式500株(新株予約権1個当たりの目的である株式数は1株)を上限とする。 なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。 (調整後株式数) = (調整前株式数) × 株式分割・株式併合の比率 また、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式数を調整する。</p> <p>3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記に記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>4. 新株予約権の譲渡制限 新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。</p> <p>(4) 新株予約権の払込金額 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。</p>	

<p>前連結会計年度 (自 平成19年7月1日 至 平成20年6月30日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日)</p>
<p>(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払い込みをすべき1株当たりの払込価額(以下、「行使価額」という。)に、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。 行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における株式会社東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。 ただし、その価額が割当日の終値(当該日に取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合には、当該終値を行使価額とする。 なお、新株予約権の割当後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合は、株式の分割については株式の分割に係る基準日の翌日以降、株式の併合については株式の併合の効力発生の時をもって、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{1} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$ <p>また、新株予約権の割当後、当社が時価を下回る価格で株式の発行(ただし、時価発行として行う公募増資、新株予約権及び新株予約権付社債の権利発行に伴う株式の発行を除く。)を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価格} = \frac{\text{調整前行使価格} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前発行価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$ <p>(6) ストックオプション報酬の額の算定方法 当連結会計年度にかかるストックオプション報酬の額は、割当日において算定される本新株予約権1個当たりの公正価値を基礎に、「ストックオプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号)に従い公正に評価された額とする。</p>	

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	10,000	80,000	1.02	-
1年以内に返済予定の長期借入金	62,992	120,392	1.52	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	467,018	356,626	1.52	平成21年～平成25年
その他有利子負債	-	-	-	-
計	540,010	557,018	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	120,392	118,434	117,800	-

(2) 【その他】

決算日後の状況

特記事項はありません。

訴訟

該当事項はありません。

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年6月30日)	当事業年度 (平成21年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	464,898	364,242
売掛金	77,264	90,574
仕掛品	409	299
貯蔵品	158	-
原材料及び貯蔵品	-	137
前払費用	11,142	10,995
未収消費税等	25,277	-
関係会社短期貸付金	-	100,810
関係会社未収入金	-	12,363
その他	9,321	158
貸倒引当金	1,080	1,450
流動資産合計	587,391	578,133
固定資産		
有形固定資産		
建物	16,513	16,513
減価償却累計額	4,203	6,312
建物(純額)	12,310	10,200
工具、器具及び備品	67,693	62,655
減価償却累計額	47,431	50,850
工具、器具及び備品(純額)	20,261	11,805
有形固定資産合計	32,571	22,006
無形固定資産		
ソフトウェア	41,025	20,754
その他	102	102
無形固定資産合計	41,127	20,856
投資その他の資産		
投資有価証券	1,478	-
関係会社株式	58,175	521,581
従業員に対する長期貸付金	300	-
関係会社長期貸付金	532,100	62,406
敷金及び保証金	16,475	14,719
その他	216	-
投資損失引当金	5,617	6,565
投資その他の資産合計	603,128	592,142
固定資産合計	676,828	635,005
資産合計	1,264,220	1,213,139

	前事業年度 (平成20年6月30日)	当事業年度 (平成21年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2 27,953	2 1,996
短期借入金	10,000	80,000
1年内返済予定の長期借入金	62,992	120,392
未払金	30,069	2 12,842
未払費用	5,343	1,734
未払法人税等	3,241	3,448
未払消費税等	-	19,048
前受金	106,107	123,833
預り金	5,278	2,825
前受収益	2	-
流動負債合計	250,989	366,121
固定負債		
長期借入金	467,018	356,626
固定負債合計	467,018	356,626
負債合計	718,007	722,747
純資産の部		
株主資本		
資本金	767,150	767,150
資本剰余金		
資本準備金	420,149	420,149
資本剰余金合計	420,149	420,149
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	641,086	699,107
利益剰余金合計	641,086	699,107
株主資本合計	546,212	488,191
新株予約権	-	2,201
純資産合計	546,212	490,392
負債純資産合計	1,264,220	1,213,139

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年 7月 1日 至 平成20年 6月30日)	当事業年度 (自 平成20年 7月 1日 至 平成21年 6月30日)
売上高	587,580	668,046
売上原価	588,214	351,351
売上総利益	633	316,695
販売費及び一般管理費		
販売促進費	13,205	6,274
販売支援費	-	37,011
役員報酬	71,047	61,848
給料	154,532	76,375
法定福利費	21,890	9,833
支払手数料	106,284	48,798
研究開発費	¹ 137,538	¹ 63,371
減価償却費	10,575	5,605
貸倒引当金繰入額	1,080	370
その他	107,025	50,388
販売費及び一般管理費合計	623,180	359,877
営業損失()	623,814	43,182
営業外収益		
受取利息	² 6,307	² 9,468
有価証券利息	1,616	-
為替差益	26,268	-
受取手数料	1,755	-
その他	1,114	802
営業外収益合計	37,062	10,270
営業外費用		
支払利息	2,830	9,890
為替差損	-	5,570
株式交付費	5,221	-
株式公開費用	7,648	-
固定資産除却損	-	107
その他	649	37
営業外費用合計	16,349	15,606
経常損失()	603,101	48,519
特別利益		
受取補償金	-	6,829
特別利益合計	-	6,829

	前事業年度 (自 平成19年 7月 1日 至 平成20年 6月30日)	当事業年度 (自 平成20年 7月 1日 至 平成21年 6月30日)
特別損失		
固定資産除却損	3 47,399	3 -
投資有価証券評価損	1,031	1,478
リース解約損	2,023	-
固定資産売却損	4 -	4 34
減損損失	5 217,310	5 12,921
投資損失引当金繰入額	5,617	947
特別損失合計	273,382	15,381
税引前当期純損失()	876,484	57,071
法人税、住民税及び事業税	2,290	950
法人税等調整額	63,215	-
法人税等合計	65,505	950
当期純損失()	941,989	58,021

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成19年7月1日 至平成20年6月30日)		当事業年度 (自平成20年7月1日 至平成21年6月30日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
労務費	1	297,937	40.8	240,026	59.5
外注費		328,695	45.1	96,404	23.9
経費		102,618	14.1	67,245	16.7
当期総製造費用	2	729,250	100.0	403,676	100.0
期首仕掛品たな卸高		6,384		409	
計		735,634		404,086	
他勘定振替高		303,814		87,213	
期末仕掛品たな卸高		409		299	
当期製品製造原価		431,410		316,573	
ソフトウェア償却費		135,126		2,895	
当期商品仕入高		21,677		31,882	
売上原価		588,214		351,351	

(脚注)

前事業年度 (自平成19年7月1日 至平成20年6月30日)	当事業年度 (自平成20年7月1日 至平成21年6月30日)
<p>1. 経費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <p>旅費交通費 22,776千円</p> <p>賃借料 18,542千円</p> <p>減価償却費 16,380千円</p> <p>採用費 11,439千円</p> <p>2. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。</p> <p>ソフトウェア仮勘定 227,984千円</p> <p>研究開発費 75,830千円</p> <p>(原価計算の方法)</p> <p>原価計算の方法は、個別原価計算を採用しております。</p>	<p>1. 経費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <p>賃借料 19,526千円</p> <p>減価償却費 14,269千円</p> <p>旅費交通費 12,630千円</p> <p>2. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。</p> <p>販売支援費 37,011千円</p> <p>研究開発費 50,201千円</p> <p>(原価計算の方法)</p> <p>同左</p>

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年 7月 1日 至 平成20年 6月30日)	当事業年度 (自 平成20年 7月 1日 至 平成21年 6月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	510,912	767,150
当期変動額		
新株の発行	186,300	-
新株の発行（新株予約権の行使）	69,937	-
当期変動額合計	256,237	-
当期末残高	767,150	767,150
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	162,912	420,149
当期変動額		
新株の発行	186,300	-
新株の発行（新株予約権の行使）	70,936	-
当期変動額合計	257,236	-
当期末残高	420,149	420,149
資本剰余金合計		
前期末残高	162,912	420,149
当期変動額		
新株の発行	186,300	-
新株の発行（新株予約権の行使）	70,936	-
当期変動額合計	257,236	-
当期末残高	420,149	420,149
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	300,903	641,086
当期変動額		
当期純損失（ ）	941,989	58,021
当期変動額合計	941,989	58,021
当期末残高	641,086	699,107
利益剰余金合計		
前期末残高	300,903	641,086
当期変動額		
当期純損失（ ）	941,989	58,021
当期変動額合計	941,989	58,021
当期末残高	641,086	699,107
株主資本合計		
前期末残高	974,728	546,212
当期変動額		
新株の発行	372,600	-
新株の発行（新株予約権の行使）	140,874	-
当期純損失（ ）	941,989	58,021
当期変動額合計	428,515	58,021
当期末残高	546,212	488,191

	前事業年度 (自 平成19年 7月 1日 至 平成20年 6月30日)	当事業年度 (自 平成20年 7月 1日 至 平成21年 6月30日)
新株予約権		
前期末残高	999	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	999	2,201
当期変動額合計	999	2,201
当期末残高	-	2,201
純資産合計		
前期末残高	975,727	546,212
当期変動額		
新株の発行	372,600	-
新株の発行（新株予約権の行使）	140,874	-
当期純損失（ ）	941,989	58,021
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	999	2,201
当期変動額合計	429,514	55,820
当期末残高	546,212	490,392

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自平成19年7月1日 至平成20年6月30日)	当事業年度 (自平成20年7月1日 至平成21年6月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>	<p>(1) 子会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 同左</p>
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 商品、仕掛品 個別法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) 貯蔵品 最終仕入原価法を採用しております。</p>	<p>(1) 商品、仕掛品 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。 (会計方針の変更) 当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 貯蔵品 同左</p>
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 10～15年 器具及び備品 4～15年 (追加情報) 平成19年度法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり、均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 なお、この変更による影響は軽微であります。</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 10～15年 器具及び備品 4～15年</p>

項目	前事業年度 (自平成19年7月1日 至平成20年6月30日)	当事業年度 (自平成20年7月1日 至平成21年6月30日)
	<p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売可能期間(3年)における見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間の残存有効期間に基づく均等配分額のいずれか大きい額により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p>	<p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。</p>
4. 繰延資産の処理方法	<p>(1) 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。</p>	
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 投資損失引当金 関係会社に対する投資の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案の上、損失見積額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 投資損失引当金 同左</p>
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>	同左
7. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	
8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 ただし、資産に係る控除対象外消費税等は、発生した事業年度の期間費用としております。</p>

【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成19年7月1日 至 平成20年6月30日)	当事業年度 (自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日)
	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、所有権移転外のファイナンス・リース取引については、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る会計処理に変更しております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>また、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年6月30日)	当事業年度 (平成21年6月30日)												
<p>1. 担保資産担保付債務</p> <p>担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 40px;">定期預金 400,127千円</p> <p>担保付債務は次のとおりであります。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>一年内返済予定の 長期借入金</td> <td style="text-align: right;">55,000千円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">445,000千円</td> </tr> </table>	一年内返済予定の 長期借入金	55,000千円	長期借入金	445,000千円	<p>1. 担保資産担保付債務</p>								
一年内返済予定の 長期借入金	55,000千円												
長期借入金	445,000千円												
<p>2. 関係会社項目</p> <p>関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。</p> <p style="padding-left: 40px;">買掛金 2,585千円</p>	<p>2. 関係会社項目</p> <p>関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。</p> <p style="padding-left: 40px;">未払金 1,447千円</p> <p style="padding-left: 40px;">買掛金 712千円</p>												
<p>3. 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>当座貸越極度額の総額</td> <td style="text-align: right;">330,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">10,000千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">320,000千円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額の総額	330,000千円	借入実行残高	10,000千円	差引額	320,000千円	<p>3. 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>当座貸越極度額の総額</td> <td style="text-align: right;">150,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">80,000千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">70,000千円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額の総額	150,000千円	借入実行残高	80,000千円	差引額	70,000千円
当座貸越極度額の総額	330,000千円												
借入実行残高	10,000千円												
差引額	320,000千円												
当座貸越極度額の総額	150,000千円												
借入実行残高	80,000千円												
差引額	70,000千円												

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年 7月 1日 至 平成20年 6月30日)				当事業年度 (自 平成20年 7月 1日 至 平成21年 6月30日)			
<p>1 . 一般管理費に含まれる研究開発費は137,538千円であります。</p> <p>2 . 関係会社との取引に依るものが次のとおり含まれております。 受取利息 4,708千円</p> <p>3 . 固定資産除却損は、販売用ソフトウェア47,399千円であります。</p> <p>4 .</p> <p>5 . 減損損失 当事業年度において、当社グループは以下の通り減損損失を計上しました。</p>				<p>1 . 一般管理費に含まれる研究開発費は63,371千円であります。</p> <p>2 . 関係会社との取引に依るものが次のとおり含まれております。 受取利息 8,628千円</p> <p>3 .</p> <p>4 . 固定資産売却損は、工具、器具及び備品34千円であります。</p> <p>5 . 減損損失 当事業年度において、当社グループは以下の通り減損損失を計上しました。</p>			
場所	用途	種類	その他	場所	用途	種類	その他
本社	事業用資産	ソフトウェア	217,310千円	本社	事業用資産	ソフトウェア	12,921千円
<p>減損損失の認識にいたった経緯</p> <p>当事業年度における売上実績及び当社グループを取り巻く厳しい販売環境を鑑み、販売開始時の総見込販売収益を見直した結果、総見込販売収益の著しい減少が見込まれたため、当事業用ソフトウェアの経済価値の減少部分を減損損失217,310千円として特別損失に計上しました。</p> <p>資産のグルーピングの方法</p> <p>当社は原則として個別資産毎にグルーピングを行っております。</p> <p>回収可能額の算定方法</p> <p>当事業用ソフトウェア資産の回収可能価格は正味売却価額により測定しております。</p> <p>正味売却価額は総見込販売収益によっております。</p>				<p>減損損失の認識にいたった経緯</p> <p>当事業年度における売上実績及び当社グループを取り巻く厳しい販売環境を鑑み、販売開始時の総見込販売収益を見直した結果、総見込販売収益の著しい減少が見込まれたため、当事業用ソフトウェアの経済価値の減少部分を減損損失12,921千円として特別損失に計上しました。</p> <p>資産のグルーピングの方法</p> <p>当社は原則として個別資産毎にグルーピングを行っております。</p> <p>回収可能額の算定方法</p> <p>当事業用ソフトウェア資産の回収可能価格は正味売却価額により測定しております。</p> <p>正味売却価額は総見込販売収益によっております。</p>			

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年 7月 1日 至 平成20年 6月30日)

1 . 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成20年 7月 1日 至 平成21年 6月30日)

1 . 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度 (自平成19年7月1日 至平成20年6月30日)				当事業年度 (自平成20年7月1日 至平成21年6月30日)			
1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				1.ファイナンス・リース取引 所有者移転外ファイナンス・リース取引 貸借対照表に計上したリース資産はありません。 なお、リース開始日が、平成20年6月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。 (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
器具及び備品	27,258	4,543	22,715	器具及び備品	27,258	9,994	17,263
合計	27,258	4,543	22,715	合計	27,258	9,994	17,263
(2)未経過リース料期末残高相当額 1年内 5,254千円 1年超 17,757千円 合計 23,011千円				(2)未経過リース料期末残高相当額 1年内 5,419千円 1年超 12,337千円 合計 17,757千円			
(3)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 4,913千円 減価償却費相当額 4,501千円 支払利息相当額 665千円				(3)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 5,895千円 減価償却費相当額 5,429千円 支払利息相当額 641千円			
(4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。				(4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。			
(5)利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				(5)利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。			
2.オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 2,202千円 1年超 -千円 合計 2,202千円 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。				2.オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 -千円 1年超 -千円 合計 -千円 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。			

(有価証券関係)

前事業年度末(平成20年6月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
子会社株式で時価のあるものはありません。

当事業年度末(平成21年6月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
子会社株式で時価のあるものはありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自平成19年7月1日 至平成20年6月30日)	当事業年度 (自平成20年7月1日 至平成21年6月30日)																																																
<p>1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table border="0"> <tr><td>減価償却超過額</td><td>123,946千円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td>512</td></tr> <tr><td>未払賞与</td><td>1,440</td></tr> <tr><td>貯蔵品</td><td>816</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損</td><td>4,281</td></tr> <tr><td>投資損失引当金</td><td>2,285</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td>281,670</td></tr> <tr><td>その他</td><td>3,039</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>417,992千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>417,992</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>-千円</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>当事業年度は税引前当期純損失のため、記載を省略しております。</p>	減価償却超過額	123,946千円	未払事業税	512	未払賞与	1,440	貯蔵品	816	投資有価証券評価損	4,281	投資損失引当金	2,285	繰越欠損金	281,670	その他	3,039	繰延税金資産小計	417,992千円	評価性引当額	417,992	繰延税金資産合計	-千円	<p>1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table border="0"> <tr><td>減価償却超過額</td><td>62,430千円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td>658</td></tr> <tr><td>未払賞与</td><td>458</td></tr> <tr><td>株式報酬費用</td><td>895</td></tr> <tr><td>仕掛品</td><td>391</td></tr> <tr><td>貯蔵品</td><td>734</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損</td><td>4,882</td></tr> <tr><td>投資損失引当金</td><td>2,671</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td>366,568</td></tr> <tr><td>その他</td><td>690</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>440,383千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>440,383</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>-千円</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>当事業年度は税引前当期純損失のため、記載を省略しております。</p>	減価償却超過額	62,430千円	未払事業税	658	未払賞与	458	株式報酬費用	895	仕掛品	391	貯蔵品	734	投資有価証券評価損	4,882	投資損失引当金	2,671	繰越欠損金	366,568	その他	690	繰延税金資産小計	440,383千円	評価性引当額	440,383	繰延税金資産合計	-千円
減価償却超過額	123,946千円																																																
未払事業税	512																																																
未払賞与	1,440																																																
貯蔵品	816																																																
投資有価証券評価損	4,281																																																
投資損失引当金	2,285																																																
繰越欠損金	281,670																																																
その他	3,039																																																
繰延税金資産小計	417,992千円																																																
評価性引当額	417,992																																																
繰延税金資産合計	-千円																																																
減価償却超過額	62,430千円																																																
未払事業税	658																																																
未払賞与	458																																																
株式報酬費用	895																																																
仕掛品	391																																																
貯蔵品	734																																																
投資有価証券評価損	4,882																																																
投資損失引当金	2,671																																																
繰越欠損金	366,568																																																
その他	690																																																
繰延税金資産小計	440,383千円																																																
評価性引当額	440,383																																																
繰延税金資産合計	-千円																																																

(1株当たり情報)

前事業年度 (自平成19年7月1日 至平成20年6月30日)	当事業年度 (自平成20年7月1日 至平成21年6月30日)
<p>1株当たり純資産額 33,775円22銭</p> <p>1株当たり当期純損失金額 60,268円04銭</p> <p>なお、潜在株調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。</p>	<p>1株当たり純資産額 30,187円42銭</p> <p>1株当たり当期純損失金額 3,587円80銭</p> <p>なお、潜在株調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。</p>

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成19年7月1日 至平成20年6月30日)	当事業年度 (自平成20年7月1日 至平成21年6月30日)
当期純損失(千円)	941,989	58,021
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失(千円)	941,989	58,021
期中平均株式数(株)	15,630	16,172
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>新株引受権1種(新株引受権の数34個 普通株式136株)</p> <p>新株予約権10種(新株予約権の数718個 普通株式1,147株)</p>	<p>新株引受権1種(新株引受権の数34個 普通株式136株)</p> <p>新株予約権11種(新株予約権の数812個 普通株式1,226株)</p>

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成19年7月1日 至 平成20年6月30日)	当事業年度 (自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日)																								
<p>1. 子会社従業員に対するストックオプションとしての新株予約権の発行</p> <p>平成20年9月26日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下のとおり当社子会社の従業員に対してストックオプションとしての新株予約権を発行することを決議いたしました。</p> <p>(1) 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由 株主価値を意識した経営の推進を図るとともに、当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めることを目的とする。</p> <p>(2) 新株予約権割当の割当を受ける者 当社子会社Realcom U.S., Inc.及びRealcom Technology India Private Limitedの従業員。</p> <p>(3) 新株予約権の内容 新株予約権の内容は次のとおりであります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">事業年度末現在 (平成20年6月30日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新株予約権の数(個)</td> <td style="text-align: center;">160</td> </tr> <tr> <td>新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td style="text-align: center;">普通株式</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数(株)</td> <td style="text-align: center;">160 (注)2</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額(円)</td> <td style="text-align: center;">未定 (注)3</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td> <td style="text-align: center;">自平成21年4月4日 至平成24年4月3日</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)</td> <td style="text-align: center;">(注)3</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使の条件</td> <td style="text-align: center;">(注)1</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の譲渡に関する事項</td> <td style="text-align: center;">(注)4</td> </tr> <tr> <td>代用払込みに関する事項</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table>		区分	事業年度末現在 (平成20年6月30日)	新株予約権の数(個)	160	新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	新株予約権の目的となる株式の数(株)	160 (注)2	新株予約権の行使時の払込金額(円)	未定 (注)3	新株予約権の行使期間	自平成21年4月4日 至平成24年4月3日	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3	新株予約権の行使の条件	(注)1	新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	代用払込みに関する事項	-	組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-
区分	事業年度末現在 (平成20年6月30日)																								
新株予約権の数(個)	160																								
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-																								
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式																								
新株予約権の目的となる株式の数(株)	160 (注)2																								
新株予約権の行使時の払込金額(円)	未定 (注)3																								
新株予約権の行使期間	自平成21年4月4日 至平成24年4月3日																								
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3																								
新株予約権の行使の条件	(注)1																								
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4																								
代用払込みに関する事項	-																								
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-																								

<p>前事業年度 (自 平成19年7月1日 至 平成20年6月30日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日)</p>
<p>注) 1. 新株予約権の行使の条件</p> <p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使においても、当社子会社の従業員でなければならない。ただし、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権の質入は認めないこととする。</p> <p>その他の条件については、本総会及び取締役会決議に基づき、新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p> <p>2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数</p> <p>当社普通株式160株(新株予約権1個当たりの目的である株式数は1株)を上限とする。</p> <p>なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(調整後株式数) =</p> <p>(調整前株式数) × 株式分割・株式併合の比率</p> <p>また、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式数を調整する。</p> <p>3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記に記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>4. 新株予約権の譲渡制限</p> <p>新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。</p> <p>(4) 新株予約権の払込金額</p> <p>新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。</p>	

<p>前事業年度 (自 平成19年7月1日 至 平成20年6月30日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日)</p>
<p>(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払い込みをすべき1株当たりの払込価額(以下、「行使価額」という。)に、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。 行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における株式会社東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。 ただし、その価額が割当日の終値(当該日に取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合には、当該終値を行使価額とする。 なお、新株予約権の割当後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合は、株式の分割については株式の分割に係る基準日の翌日以降、株式の併合については株式の併合の効力発生の時をもって、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。 調整後 行使価額 = $\frac{\text{調整前 行使価額} \times 1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$ また、新株予約権の割当後、当社が時価を下回る価格で株式の発行(ただし、時価発行として行う公募増資、新株予約権及び新株予約権付社債の権利発行に伴う株式の発行を除く。)を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。 調整後 行使価格 = $\frac{\text{調整前 行使価格} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$</p> <p>(6) ストックオプション報酬の額の算定方法 各事業年度にかかるストックオプション報酬の額は、割当日において算定される本新株予約権1個あたりの公正価値を基礎に、「ストックオプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号)に従い公正に評価された額とする。 2. 取締役、監査役、執行役員及び従業員に対するストックオプションとしての新株予約権の発行 平成20年9月26日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下のとおり当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員に対してストックオプションとしての新株予約権を発行することを決議いたしました。 (1) 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由 株主価値を意識した経営の推進を図るとともに、当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めることを目的とする。 (2) 新株予約権割当の割当を受ける者 当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員</p>	

前事業年度 (自 平成19年 7月 1日 至 平成20年 6月30日)	当事業年度 (自 平成20年 7月 1日 至 平成21年 6月30日)
(3) 新株予約権の内容 新株予約権の内容は次のとおりであります。	
区分	事業年度末現在 (平成20年 6月30日)
新株予約権の数(個)	500
新株予約権のうち 自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる 株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる 株式の数(株)	500 (注) 2
新株予約権の行使時の 払込金額(円)	未定 (注) 3
新株予約権の行使期間	自平成22年 9月27日 至平成27年 9月26日
新株予約権の行使により株式 を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事 項	(注) 4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予 約権の交付に関する事項	-
注) 1. 新株予約権の行使の条件 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使においても、当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員でなければならない。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他取締役が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 新株予約権者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとする。 新株予約権の質入は認めないこととする。 その他の条件については、本総会及び取締役会決議に基づき、新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	

<p>前事業年度 (自 平成19年7月1日 至 平成20年6月30日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日)</p>
<p>2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数 当社普通株式500株(新株予約権1個当たりの目的である株式数は1株)を上限とする。 なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。 (調整後株式数) = (調整前株式数) × 株式分割・株式併合の比率 また、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式数を調整する。</p> <p>3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記に記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>4. 新株予約権の譲渡制限 新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。</p> <p>(4) 新株予約権の払込金額 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。</p>	

<p>前事業年度 (自 平成19年 7月 1日 至 平成20年 6月30日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成20年 7月 1日 至 平成21年 6月30日)</p>
<p>(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払い込みをすべき1株当たりの払込価額(以下、「行使価額」という。)に、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。 行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における株式会社東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。 ただし、その価額が割当日の終値(当該日に取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合には、当該終値を行使価額とする。 なお、新株予約権の割当後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合は、株式の分割については株式の分割に係る基準日の翌日以降、株式の併合については株式の併合の効力発生の時をもって、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。 調整後 調整前 × $\frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$ 行使価額 = 行使価額 × $\frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$ また、新株予約権の割当後、当社が時価を下回る価格で株式の発行(ただし、時価発行として行う公募増資、新株予約権及び新株予約権付社債の権利発行に伴う株式の発行を除く。)を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。 調整後 調整前 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前発行価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$ 行使価格 = 行使価格 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前発行価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$</p> <p>(6) ストックオプション報酬の額の算定方法 各事業年度にかかるストックオプション報酬の額は、割当日において算定される本新株予約権1個当たりの公正価値を基礎に、「ストックオプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号)に従い公正に評価された額とする。</p>	

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(千円)
(株)Any	20	-

(注) 当事業年度において、1,478千円の減損処理を行っております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物	16,513	-	-	16,513	6,312	2,109	10,200
工具、器具及び備品	67,693	1,307	6,344	62,655	50,850	9,541	11,805
有形固定資産計	84,206	1,307	6,344	79,169	57,162	11,651	22,006
無形固定資産							
ソフトウェア	803,620	3,768	287,498 (12,921)	519,890	499,135	11,118	20,754
その他	102	-	-	102	-	-	102
無形固定資産計	803,722	3,768	287,498 (12,921)	519,992	499,135	11,118	20,856
長期前払費用	-	-	-	-	-	-	-
繰延資産							
-	-	-	-	-	-	-	-
繰延資産計	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

- ・ 器具及び備品
 - パーソナルコンピュータの購入 732千円
 - サーバラックの購入 575千円
- ・ ソフトウェア
 - 販売管理システム 3,300千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

- ・ ソフトウェア
 - 販売期間を経過した販売用ソフトウェア 273,270千円

3. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,080	1,450	-	1,080	1,450
投資損失引当金	5,617	947	-	-	6,565

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	42
預金	
普通預金	339,158
外貨普通預金	5,041
定期預金	20,000
小計	364,200
合計	364,242

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)電通国際情報サービス	28,350
ノバルティスファーマ(株)	14,105
(株)かんぼ生命保険	12,500
三菱商事(株)	8,715
(株)三菱東京UFJ銀行	7,560
その他	19,343
合計	90,574

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	(A) + (D) 2 (B) 365
77,264	719,173	705,863	90,574	88.6	42

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ．仕掛品

品目	金額(千円)
システムインテグレーション	268
ビジネスコンサルティング	31
合計	299

二．貯蔵品

品目	金額（千円）
収入印紙、切手等	137
合計	137

ホ．関係会社短期貸付金

相手先	金額（千円）
Realcom U.S., Inc.	100,810
合計	100,810

固定資産

イ．関係会社株式

相手先	金額（千円）
Realcom U.S., Inc.	511,581
Realcom Technology India Private Limited	0
オージェテクノロジー株式会社	10,000
合計	521,581

ロ．関係会社長期貸付金

相手先	金額（千円）
Realcom U.S., Inc.	62,406
合計	62,406

流動負債

イ．買掛金

相手先	金額（千円）
Realcom Technology India Private Limited	712
（株）クリエ・イルミネート	483
（株）ジャストシステム	341
ソフトバンクBB（株）	218
アクセラテクノロジー（株）	141
その他	100
合計	1,996

ロ．短期借入金

相手先	金額（千円）
（株）三菱東京UFJ銀行	80,000
合計	80,000

ハ．一年内返済予定の長期借入金

相手先	金額(千円)
(株)三菱東京UFJ銀行	120,392
合計	120,392

ニ．前受金

相手先	金額(千円)
日本IBMアプリケーション(株)	44,236
(株)電通国際情報サービス	30,712
住商情報システム(株)	6,066
(株)PFU	3,912
石油資源開発(株)	3,772
その他	35,131
合計	123,833

固定負債

イ．長期借入金

相手先	金額(千円)
(株)三菱東京UFJ銀行	356,626
合計	356,626

(3) 【その他】

決算日後の状況

特記事項はありません。

訴訟

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	6月30日
剰余金の配当の基準日	6月30日及び12月31日
1単元の株式数	-
単元未満株式の買取り	-
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL http://www.realcom.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、証券取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類
平成19年8月16日関東財務局長に提出。
- (2) 有価証券届出書の訂正届出書
平成19年8月30日及び平成19年9月7日関東財務局長に提出。
平成19年8月16日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (3) 臨時報告書
平成19年9月28日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。
- (4) 臨時報告書
平成19年9月28日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。
- (5) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第8期）（自平成18年7月1日至平成19年6月30日）平成19年9月28日関東財務局長に提出。
- (6) 半期報告書
（第9期中）（自平成19年7月1日至平成19年12月31日）平成20年3月31日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年 9月26日

リアルコム株式会社
取締役会 御中

霞が関監査法人

指定社員 公認会計士 劔持 俊夫
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小林 和夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリアルコム株式会社の平成19年7月1日から平成20年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リアルコム株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、

- (1) 平成20年9月26日開催の第9回定時株主総会において、子会社従業員に対するストックオプションとしての新株予約権を発行することを決議している。
- (2) 平成20年9月26日開催の第9回定時株主総会において、当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員に対するストックオプションとしての新株予約権を発行することを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 9月25日

リアルコム株式会社
取締役会 御中

霞が関監査法人

指定社員 公認会計士 劔持 俊夫
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小林 和夫
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリアルコム株式会社の平成20年7月1日から平成21年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リアルコム株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、リアルコム株式会社の平成21年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、リアルコム株式会社が平成21年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年9月26日

リアルコム株式会社
取締役会 御中

霞が関監査法人

指定社員 公認会計士 劔持 俊夫
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小林 和夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリアルコム株式会社の平成19年7月1日から平成20年6月30日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リアルコム株式会社の平成20年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、

- (1) 平成20年9月26日開催の第9回定時株主総会において、子会社従業員に対するストックオプションとしての新株予約権を発行することを決議している。
- (2) 平成20年9月26日開催の第9回定時株主総会において、当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員に対するストックオプションとしての新株予約権を発行することを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年9月25日

リアルコム株式会社
取締役会 御中

霞が関監査法人

指定社員 公認会計士 劔持 俊夫
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小林 和夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリアルコム株式会社の平成20年7月1日から平成21年6月30日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リアルコム株式会社の平成21年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。